

トラック広報

TRUCK PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

2021

04

No.688

運ぶ



一般社団法人 大阪府トラック協会
OSAKA TRUCKING ASSOCIATION

記事

- ◎ **特集** コロナに負けない！トラック運送業界 第1回 … 1
- ◎ 第311回 常任理事会・第223回 理事会を開催 …… 5
- ◎ 令和3年度 トラック関係 税制改正・予算に関する
要望と結果について …………… 12
- 人材確保に必須！ホームページ活用の
“キモ”セミナーを開催…………… 14
- 令和2年度 第2回 運行管理者試験が実施される …… 14
- 働き方改革セミナーを開催 …………… 15
- 安全管理者選任時研修を開催 …………… 15
- 大阪府トラック協会・第223 回理事会 社会長挨拶 … 16
- ◆ 令和3年度
貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）について
[適正化事業のページ] …………… 18
- ◎ 各社ドライバー教育にご活用ください …………… 20
- 近畿運輸局からのお知らせ 近畿運輸局関係人事異動 … 22
- ◎ トラ坊のご存知ですか？
[特殊車両通行許可]誘導車の配置条件の合理化について 36
- 第18回「トラックの森」植樹式で植樹の桜（ジンダイアケボノ）が開花 … 37
- ◎ 「標準的な運賃」に係る荷主向け周知について … 裏表紙
- 「標準的な運賃」説明会を開催 …………… 裏表紙

お知らせ

- ・ 令和3年度 運行管理者等基礎講習開催のご案内（全期） … 24
- ・ 令和3年度 運行管理者等一般講習開催のご案内（前期） … 25
- ・ 自動車税の納期限は5月31日（月）です …………… 26
- ・ 令和3年度 整備管理者選任前研修の実施計画 …… 27
- ・ 国土交通省認定「運輸安全マネジメントセミナー
（リスク管理）」のご案内…………… 28
- ・ （公社）全日本トラック協会からのお知らせ
トラック関係法令を集約した、
「トラック関係法令便覧（改訂5版）」を作成致しました … 30
- ・ 健康起因事故防止にSASスクリーニング検査は必須です … 32
- ・ 令和3年度 トラック広報連載企画
『コロナに負けない！トラック運送業界』取材協力をお願い … 41
- ◆ 近畿共済のページ…………… 33
- ◆ 大貨健保のページ…………… 34
- ◆ 大貨特退共のページ…………… 35
- ◇ 近畿地区軽油価格調査集計表（2月分） …………… 38
- ◇ 軽油「元売別」購入価格表（2月度） …………… 38
- ◇ 府下営業用トラック増・減車状況（最近3ヵ月） … 38
- ◇ N A S V A だより…………… 39
- ◇ お悔やみ申し上げます…………… 39
- ◇ Let's Try Cooking 1. 2. 3 [コンビーフ入りコロッケ] … 40
- ◇ 4月の安全運転実践目標（挟み込み）
事業用貨物自動車の交通事故発生状況

今月の挟み込み

- ◇ 安全運転実践目標
- ◇ 令和3年度 「ラスト・ワンマイル輸送対策にかかる講習会」の開催について（再掲載）
- ◇ 自動車安全運転センターが交付する「運転記録証明書」発行手数料の助成について
- ◇ 令和3年度 初任運転者に対する「安全運転の実技」研修の実施について
- ◇ 高卒採用の実務セミナーの開催について
- ◇ 令和3年度 あおり運転防止セミナーの開催について
- ◇ 「適正（一般）診断」受診料助成について
- ◇ 「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について
- ◇ 準中型免許取得助成制度について
- ◇ 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」安全教育講習会の開催について（再掲載）
- ◇ 「熱中症予防対策セミナー」開催のご案内
- ◇ 交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内

別途同封物 9種



連載企画
第1回

コロナに負けない!トラック運送業界

ゆうわしょうじ
株式会社優輪商事
(東大阪支部)

創業:平成27年11月2日
代表者名:豊島優助
女性ドライバー:11名
ドライバーの平均年齢:36歳

令和3年度のトラック広報の連載企画では、コロナ禍においても物流を止めることなく、エッセンシャルワーカーとして社会を支える会員事業者を取材し、「コロナに負けない!トラック運送業界」と銘打ち、トラック運送業界の魅力を余すことなく発信したいと思います!

さて新連載最初の取材は、スカニア等の格好いいトラックが印象的、それとトラガールが沢山おられる株式会社優輪商事さんに取材を行ないました。それでは、川東裕也 副社長、御社の紹介をお願いします。



株式会社優輪商事の川東裕也です。わが社の経営方針は、「決して仕事を断らない。わが社に不可能は無し。」です。

交通安全対策としては、月に1度の安全会議を行なっております。あとは安全品質課を社内に設けISOの基準で行動しています。事故等があった際は、時間を費やしてでもドライバー全員にヒアリングやヒヤリハット学習を行なうようにしています。

人材確保については、特にSNSに力を入れており、社長個人のSNSや

会社のSNSにDMで応募される方や走っているトラックを見て、HPや直接、電話にてお問い合わせいただけます。

わが社は欧州製のトラックを積極的に導入しています。国産車に比べるとリース代が高くなるのですが、宣伝

広告費を兼ねたリース代だと思っています。求人に掛かるコストをトラックにかけているのです。走っているだけで広告塔としての役割を果たしています。

それと、東大阪市の産官学連携プロジェクトに取り込んでおり、東大阪市の経営企画室を通じて、近畿大学の学生の方にトラックのビジュアルデザインをお願いをしています。地域貢献も含めて『東大阪市』をテーマに自由にデザインをしていただき、東大阪市の名物になるようなトラックを製作しています。今年度は夏ごろにデザイン

トラックが完成しますので、お楽しみ下さい。

従業員の福利厚生については、全従業員が24時間使用できるフィットネスジムを完備しています。あと、珍しいと思いますが、会社の車を従業員にレンタルしています。ちなみに車はロールスロイスです。

私からは最後になりますが、本日インタビューをお受けする小野田と足立を紹介します。小野田は入社して1年ほどで、足立はまだ半年ほどです。社歴は短いですが、2人とも繊細な荷扱いで、お客様や協力会社様からとても評判が良く、わが社自慢のトラックドライバーです。



従業員用の
フィットネスジム

ドライバー

小野田 麻美さん



おのだあさみ
小野田麻美さん

(37歳)

入社1年目でドライバー歴17年のベテラントラガールスカニアのトラックに乗るために静岡から引っ越ししてきたほどのスカニアマニア! 最近スカニアのバスに乗るためにわざわざ東京まで行きました。

Q:ドライバー歴はどのくらいですか?

小野田:ドライバー歴は17年ぐらいです。

足立:まだ5か月です。

Q:以前はどのようなお仕事をされていましたか?

小野田:ずっと静岡でトラックドライバーをしていました。途中ガソリンスタンドで働いていたのですが、やはり運転が好きなので、今はまたトラックドライバーをしています。

足立:別の会社で事務員をしていました。事務の仕事をしていた時は時間が経つのが遅く感じて毎日時計とにらめっこしていました(笑)。

Q:なぜ優輪商事さんでドライバーになろうと思われたのですか?

小野田:スカニアのホームページで掲載されていた、優輪商事のカラーリングのスカニアに惚れて、乗りたくて応募しました。最初は静岡に近い愛知県での採用を提案していただいたのですが、大阪に住みたい一心と、とにかくスカニアに乗りたかったので、スカニアを運行している本社で面接してもらうことにしました。採用が決まった時は嬉しかったです。

足立:私はたまたま優輪商事のトラックを見かけて、この会社の大型車に乗りたいと思ったのがきっかけです。その後、優輪商事のSNS(インスタグラム)をチェックしていたら、2t車を導入したという投稿を見かけて、「これだ!」と思い応募しました。

Q:ちなみに小野田さんはいつでもからスカニアのトラックが好きになったのですか?

小野田:もともとはレトロが好きで、レトロなトラック等に憧れていたのですが、排ガス規制等で入場できない納品先が増えているので、逆に珍しくて最新のトラックに乗ってみたいと思い、行きついたのがスカニアでした。

Q:優輪商事さんでドライバーになってみた感想はいかがですか?

小野田:スカニアに乗れるようになったのでとても楽しいです。入社当初は別の大型車に乗っていたのですが、熱意が認められ、スカニアに乗る権利を勝ち取りました(笑)。ただ、国産車と違って死角が多いので、普段以上に気を付けて乗っています。

それでも運転は国産車に比べると、パワーがあり、とても快適です。

足立:最初トラックに乗った時は、怖さ等は感じなかったのですが、やはり不安と緊張がありました。

今はとても楽しいです。天職だと思います(笑)。

バラ積みなのでしんどい時もありますが、やりがいや達成感もありますし、好きなトラックの運転ができていますので最高です!

Q:主にどのような場所に配送されていますか?

小野田:遠くて西は岡山くらいで、東は新城あたりです。基本的には近畿一円です。

足立:私も基本的には近畿圏内ですね。最近行った遠い場所は四日市です。

Q:足立さんは将来、もっと大きなトラックに乗りたいですか?

足立:大型に乗りたいです。入社した時から会社には言っていて、免許を取ったら乗せてもらうつもりです。

Q:普段運転していて気を付けている点は何がありますか?

小野田:私は静岡から来たのですが、県民性なのか、運転の仕方が大阪と静岡では全然違うので気を付けています。あと、入社したての頃は大阪の道に慣れておらず、大型車が入ると危ない道等を覚えるのが大変でした。

足立:私は住宅街を走ることが多く、道が狭いので曲がる時のハンドルを切るタイミング等には気を付けています。

Q:仕事でしてしまったミスで印象に残っていることは?

小野田:製品を破損してしまったことがあります。今後は絶対起こしたくないです。

足立:私は住宅街等狭い道走るこ

快適な環境で
合いが入ります



私の第2の
寝室です



マイトラック!



マイファミリー
♥



紹介

足立舞香さん

とが多いので、トラックをぶつけてしまったことがあります。ただ、会社内では先輩ドライバーや上司の方とのコミュニケーションが良く、ミスについても気軽に相談できるので、様々なアドバイスがもらえてよかったです。

Q:仕事のやりがいや嬉しかったことは何ですか?

足立:よく行く荷主様から「早くなったね」とか「慣れてきたね」と声掛けがあるのは嬉しいです。

Q:会社の良い所はどこですか?

小野田:みんながしゃべりやすいような空気を上司の方が自ら発してくれています。楽しく仕事ができますし、常に気にかけてくれているのがわかります。

足立:とてもアットホームなところだと思います。アットホームすぎて入社した時は戸惑いました(笑)。社長も喋りやすいです。

Q:今後の目標は?

小野田:まずは無事故無違反!スカニアに乗れて今のところは満足していますが、凝ったデザインのスカニアにも乗りたいです。新しいデザインを作ってくださいって書いてください(笑)。あと、今は拘束時間の問題で働ける時間は短いですけど、できるだけ効率よく働いて、会社の売りに貢献したいです。

足立:私も無事故無違反と将来大型車に乗ることです。

Q:最後にトラック運送業界に就職を考えている女性にアドバイスをお願いします。

小野田:やる気と愛嬌とモラルが重要です。あとは、他者を気遣う運転を心掛けて下さい。

足立:勢いがあれば大丈夫です。私自身勢いだけで入社しましたが、とても楽しいですし、入社してよかったですと思っています。

【プライベートについて】

Q:子供のころの夢は何ですか?

小野田:モノ作りが好きだったので職人になりたいと思っていました(笑)。

足立:幼稚園の先生になりたいと思っていました。高校も保育科のある高校に通っていました。



あだちまいか
足立舞香さん

(21歳)

ドライバー歴5か月の新人トラ
ガール

前職は事務のお仕事をしていた
ますが、格好いいトラックに憧
れて、一念発起でトラガールに。「
トラックドライバーは天職です!」

Q:お休みは何曜日ですか?

小野田:日曜日と祝日です。

足立:同じく日曜日と祝日です。

Q:休日の過ごし方は?

小野田:基本的に外出していますね。大阪の街は楽しいです。

足立:私も外出しています。ずっと寝ていると逆にしんどいので。

Q:好きな食べものは何ですか?

小野田:ティラミス・ココナッツ・ナタデココ!甘いものが大好きです。

足立:私は逆にがつつりお肉とかが好きです。

Q:スポーツはされますか?

小野田:今は全然していませんけど、以前はバレーボールとテニスをしていました。

足立:何もしていません。

Q:趣味は何ですか?

小野田:働く車を見ることと、洗車です。車自体が好きなのでドライブにも出かけます。

足立:私も車が好きなので洗車が趣味です(笑)。あとは好きなバンドの音楽聴いています。

Q:どんなバンドですか?

足立:和楽器バンドっていうバンドです。ライブとかがあったら、休みをもらって見に行ったりグッズを買ったりしています。

Q:ペットは買っていますか?

小野田:ミニチュアダックスフンドを2匹飼っています。

足立:飼っていません。

Q:最近買った高いものは何ですか?

足立:車です。最近デイズルークスを新車で購入しました。

小野田:私も車ですね。最近買ったわけではないですけど、セコイアっていう四駆のSUVに乗っています。優輪商事に採用が決まった後、この車に家具を載せて、引っ越してきました(笑)。



安全運転を
心掛けています



私の相棒です



インタビューは
きんちょうします



へーんしん!
あだちです!

「コロナに負けない！トラック運送業界」

エッセンシャルワーカーとして社会を支え、新型コロナウイルスに負けることなく、共に頑張るトラックドライバーへ、優輪商事のドライバーからの応援メッセージです。



全従業員にダウンジャケットを製作しました



フットサルチームをつくっています



福利厚生で使用されている
ロールスロイス

第311回 常任理事会 を開催 第223回 理 事 会



令和3年度事業の主要課題(案)等を審議する「第311回常任理事会」ならびに「第223回理事会」が3月9日、大阪市都島区の太閤園で開催され、次の議題を審議し、いずれも原案どおり承認された。

第311回 常任理事会

<議題>

- (1) 会員の入会の承認および退会について
- (2) 令和3年度事業計画(案)
 - ・ 令和3年度会費の額および納入方法(案)について
 - ・ 令和3年度各会計収支予算(案)について
 - ・ 近代化基金特定資産の一部取崩し(案)について
 - ・ 事務局組織規程の一部改正(案)について
- (3) その他

◇会員の入・退会について

新規会員として19社の入会と、13社の退会が承認された。



挨拶をする
辻卓史会長

第223回 理事会

<議題>

[報告事項]

- (1) 会員の入退会について

[提案事項]

- (1) 令和3年度事業計画(案)
- (2) 令和3年度会費の額および納入方法(案)について
- (3) 令和3年度各会計収支予算(案)について
- (4) 近代化基金特定資産の一部取崩し(案)について
- (5) 事務局組織規程の一部改正(案)について
- ・ その他

◇令和3年度事業計画(案)

<事業計画>

1. 適正化事業実行運営委員会

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関として、輸送の安全確保ならびに輸送秩序の確立など貨物自動車運送事業法第39条に定められた諸事業につき、別途定める事業計画に基づき、実効を期して積極的な取り組み対処を行なう。

2. 信用保証実行運営委員会

信用保証事業の改善運営を図りながら利用促進に努めるとともに本制度内容のさらなる充実をはかるため、別途定める事業計画に基づく諸事業を推進する。

3. 常任委員会並びに特別委員会

▽総務委員会

- (1) 事業計画・予算ならびに事業報告・決算に関する審議
- (2) 交付金事業の資金計画等の策定対処ならびに申請手続き等の行政対処
- (3) 協会組織・運営方策の改善対処
- (4) 協会事業の総合的な企画および調整
- (5) 自動車関係諸税制の負担軽減等対処
- (6) 施設の運営管理対処
- (7) 人権問題に対する啓発対処
- (8) コンピュータ等の活用対処
- (9) 中央事業への出損対処

▽労働安全委員会

- (1) 健康相談事業並びに健康状態に起因する事故防止対策事業の推進
 - ① 定期健康診断の受診促進
 - ② SAS（睡眠時無呼吸症候群）対策の推進
 - ③ 健康状態に起因する事故およびメンタルヘルス対策の推進
- (2) 労働対策事業の実施
 - ① 労働災害防止ならびに過労死防止対策の推進
 - ② 改善基準等労務管理の周知徹底
 - ③ 長時間労働の抑制ならびに、働き方改革の実現に向けた対策の推進

▽交通・環境対策委員会

- (1) 交通事故防止対策の徹底
- (2) 交通安全運動等における事故防止対策の啓発活動の実施
- (3) 交通安全対策支援機器の導入助成
- (4) トラックドライバー・コンテストの実施
- (5) 過積載防止対策の推進
- (6) 環境・省エネ対策の推進
- (7) N G V等環境対応車の普及促進
- (8) 各種環境保全啓発活動の推進
- (9) 台風、大雨、地震等、大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

▽経営改善委員会

- (1) 中小企業経営基盤強化対策の推進
 - ① 経営基盤強化対策
 - ・コストの見える化と適正な運賃・料金収受のための「原価計算セミナー」の開催
 - ・経営分析報告書の活用と経営診断事業の実施
 - ② 後継者等人材育成事業の推進
 - ・事業後継者育成事業の推進
 - ・中小企業大学校の受講促進

- ③ その他必要事業の推進
 - ・脳健診助成事業の実施

- (2) 都市内物流の効率化対策

- ① 駐車問題への対処

- ② Web K I Tの普及促進

- (3) 情報化の推進

- ① 会員事業者への情報提供としての研修会の開催

- (4) 引越関係講習会の開催

- ① 講習会の開催

- (5) 近代化基金の融資対処

- ① 一般融資

- ② ポスト新長期等導入融資

▽広報委員会

- (1) 協会機関紙「トラック広報」の発行等による情報提供の実施
- (2) トラック運送事業への理解促進ならびに業界イメージの向上を図るための効果的な対外広報活動の実施
- (3) 人材確保を目的としたP Rならびにセミナー等の実施

▽特別委員会

- (1) 組織・財政等特別委員会

協会本部・支部組織及び財政等の諸問題について、検討対処を行なう。

4. 部 会

現在設置している12部会（①重量部会 ②鉄鋼部会 ③百貨店部会 ④路線部会 ⑤タンクトラック部会 ⑥海上コンテナ部会 ⑦セメント部会 ⑧建設部会 ⑨取扱部会 ⑩引越部会 ⑪ダンプカー部会 ⑫青年部会）においては、部会ごとの対応を図るとともに、次に掲げる共通事業を積極的に推進する。

- (1) 輸送秩序確立対策

- (2) 事故防止、環境対策

- (3) 荷主懇談会の開催

- (4) 部会活動の活性化と法令遵守

- (5) その他各部会における諸課題への対応

5. 事務局

1 職員の知識の向上を図るとともに、職務意欲の向上に努める。

2 事務の合理化、効率化および諸経費の節減を図るとともに、費用対効果に努める。

3 事務所内のごみ減量化のため、3 R（Reduce＝発生抑制・Reuse＝再使用・Recycle＝再生利用）の推進に努める。

6. 会議予定

- 1 定時総会

6月に1回開催する。

- 2 常任理事会及び理事会
- 3 委員会および部会
- 4 その他の会議

必要に応じ随時開催する。

<運輸事業振興助成交付金事業計画>

政令第1号.

貨物の輸送の安全の確保に関する事業

(1) 自動車事故対策機構等の活用

○交通事故の未然防止ならびに運行管理者の資質向上を図るため、自動車事故対策機構等が実施する運転者適性診断（一般診断）ならびに運行管理者基礎講習の受講料の一部を負担する。

(2) ドライバーコンテストの開催等

○プロ・ドライバーとしての誇りと社会的責務を自覚させ、知識・技能の向上を図るため、大阪府・大阪府警察本部・大阪運輸支局等の後援により大阪府大会を開催するとともに、全国大会に選手を派遣する。

(3) 交通安全運動等の実施

○大阪府・大阪府警察本部等の関係行政機関と連携し春・秋の全国交通安全運動をはじめ各種キャンペーン等に参加協力する。

○ドライブレコーダーをはじめ交通事故の防止に効果のある安全対策機器の購入に対し、その費用の一部を助成し普及促進に努めるとともに、ドライバー等が受講する各種安全教育・訓練等に対しても参加費用の一部を助成することにより資質の向上を図る。

○運転記録証明書の発行手数料の助成を行い、ドライバーの意識改革や管理業務の徹底を図る。

○貨物自動車運送事業者における法遵守の必要性ならびに交通安全知識の向上を図るため、実践的対策を図るとともに大阪府警察等との共催で子供・高齢者に対する交通安全教室等を実施する。

○勤務時間内の交通事故、いわゆる交通災害の発生を未然に防ぐため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と協調し推進する。

(4) 健康相談事業

○睡眠時無呼吸症候群による交通事故を防止するため、スクリーニング検査費用の一部を助成することにより受診を促進し、疾病の早期発見に努める。

また、勤務時間が不定期なことが多く、定期健康診断の受診が困難なドライバーが多い

事から、受診しやすい日時・場所にて受診ができるよう、健康診断ならびに深夜業務従事者に対する健康診断を実施する。

(5) 過積載防止活動の実施

○過積載防止街頭PR活動ならびに過積載防止対策懇談会の活動を通じ、事業者のみならず荷主企業・府民に対し交通事故の原因となる過積載運行の防止を呼び掛け、その撲滅を図る。

政令第2号.

サービスの改善及び向上に関する事業

(1) 中小企業経営基盤強化対策

○平成28年7月1日に施行された中小企業等経営強化法に基づき、国土交通省が策定した「貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」に示されたコストの見える化や適正運賃及び料金の收受を図るため、原価計算に関するセミナーを開催する。

○会員事業者が、業界の経営指標と自社のコストを比較し、実態を把握できるよう、公益社団法人全日本トラック協会が作成する「経営分析報告書」を印刷、配付する。また、経営改善のために外部の専門家による経営診断を希望する事業者に対しては、公益社団法人全日本トラック協会との連携の下、経営診断事業を推進する。

○事業後継者等の人材育成を図るため、各支部による「支部後継者育成等経営基盤強化研修会」を開催するとともに、中小企業大学の受講促進に努める。

○国土交通省が平成30年2月に策定した「自動車運送事業者における脳血管疾患ガイドライン」をもとに、昨年度実施した脳健診モデル事業に一定の需要があったことから、本年度も引き続き助成事業を実施する。

(2) 都市内物流の効率化対策

○大阪府下における駐車規制問題の解消に向け、本年度も「駐車対策連絡会議」を開催することで大阪府警察本部との情報共有に努めるとともに、引き続き事業者の実際の需要を踏まえた現場確認を行なったうえで協議を進める。

○国土交通省策定の「貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」にも求荷求車システムの活用が示されていることから、本年度も大阪府貨物運送協同組合連合会との連携のもと、WebKIT事業の円滑な運営と普及促進を図る。

(3) 情報化の推進

○生産性向上対策、人材不足対策の一環として、中小企業の情報化に関するセミナーを開催し、業務の効率化を推進する。

(4) 引越関係講習会の開催

○公益社団法人全日本トラック協会において、平成26年度より開始された引越事業者優良認定制度の資格要件の1つである引越講習を開催することで受講を促し、同講習会の拡充を図っていく。

政令第3号.

環境の保全に関する事業

(1) 自動車交通公害等環境問題対策

○NOx・PMの削減を目指し、排出量の少ない環境対応車（天然ガス車ならびにハイブリッド車）導入にかかる費用の一部を助成し、普及促進に努める。

○エコドライブに効果のあるEMS機器やアイドリングストップ機器ならびに低燃費タイヤの導入費用の一部を助成し、燃料消費を抑えた効率輸送の実践を促進する。

(2) 環境に配慮した経営促進への助成

○事業者が自主的・計画的に環境対策に取り組むよう、グリーン経営認証取得への助成を行なう。

政令第4号.

適正化に関する事業

(1) 安全運行パトロール事業

○適正化事業実施機関の中立性・透明性を高めるため適正化事業実施機関評議委員会の活用を図るとともに、適正化事業を効果的に推進するため、他の事業との調整をはかりつつ、計画に基づき貨物自動車運送事業法第39条に定める事業を、積極的に推進する。

(2) 輸送サービスセンター事業

○輸送サービスセンターを窓口として、一般利用者ならびに地域住民からの輸送に関する苦情・相談等に対処する。

(3) 啓発広報対策事業

○貨物自動車運送事業の輸送の安全性の向上、良質な輸送サービスの提供に資するため、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の推進に努める。

(4) 輸送秩序確立対策事業

○適正化事業指導員が事業所の巡回等を実施し、当該事業者に対して法違反行為に対する注意及び改善指導を行うとともに、各種違法行為を排除し、秩序確立に資するための啓発

活動を実施する。

政令第6号.

震災等災害時物資輸送体制整備に関する事業

(1) 緊急輸送訓練活動

○各支部の緊急輸送訓練の実施、ならびに行政機関等が実施する各種訓練に積極的に参加するとともに、業界内での緊急輸送体制の一層の充実を図る。

(2) 緊急輸送体制の整備

○大規模災害発生時の緊急輸送活動等に迅速に対応するため、関係行政機関・トラック協会・事業者間の連絡体制の整備、強化、緊密化を図るとともに、ラスト・ワンマイル対策を兼ねた輸送訓練を実施する。

政令第8号.

中央出捐金支出

(1) 中央事業出捐

○全国的規模の事業を実施、推進するため、公益社団法人全日本トラック協会へ交付金額の23.0%を出捐する。

政令第1～7号.

共通事業

(1) 広報事業

○事業用トラックによる各種輸送サービスの向上に資するためトラック広報等の効果的活用と併せて、トラック運送事業への理解促進ならびに業界のイメージの向上を図るため「トラックの日」行事、「児童絵画コンクール」等の各種広報活動を積極的に推進する。

(2) 管理事業

○令和3年度の交付金を効果的かつ円滑に運用するため、各事業の実施について適正な事務管理を行なうとともに、関係行政機関に対する承認申請等の諸手続きを行ない、交付金事業の円滑な推進に努める。

また、電算化システムの整備を図り、各事業推進のための情報管理、事務処理ならびに協会「ホームページ」運営等、コンピュータの有効活用に努める。

〈大阪府貨物自動車運送適正化事業 事業計画(案)〉

1. 事業所の適正化

適正化事業指導員による事業所の効果的な巡回指導を実施し、貨物自動車運送事業に係る関係法令の遵守等により事業の健全化を図り、改善に努める。

・巡回計画予定数1,700社

2. 許・認可業務

事業者の事業計画等の申請手続きについての相談業務を行う。

3. 輸送サービスの向上

本・支部に設置された輸送サービスセンターにおいて貨物自動車運送事業に係る苦情や相談等に対処し、適性で円滑な輸送サービスの向上に努める。

4. 全国実施機関・近畿各実施機関との連携

貨物自動車運送事業の輸送の安全性の向上及び輸送秩序の確立、全国実施機関が実施する研修等への参加により適正化事業指導員の資質の向上・育成に努め、併せて近畿各実施機関と連携を図り、指導業務の充実に努める。

また、指導管理業務の情報処理システムの適切な活用を図り、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の普及・促進に努める。

5. 荷主・荷主団体への運賃秩序確立に向けた取り組み

荷主等に運輸業界における現状の理解を得るため、物流セミナーを開催し、協力体制の確立に努める。

6. 実施機関の中立性確保

学識経験者をはじめ荷主、マスコミ関係者等で構成された評議委員会を開催し、適正化事業の適切な指導体制の強化を図り、組織の運営において中立性および透明性の確保に努める。

7. 運輸行政との連携

適正化事業を適切かつ効果的に推進するため、近畿運輸局及び大阪運輸支局との連携を密にするとともに、諸課題への適切な対応を図る。

<信用保証事業計画（案）>

1. 信用保証事業の充実

保証事業の健全運営を図りながら利用促進に努めるとともに本制度内容のさらなる充実を図るための研究・検討を行なう。

2. コンピュータの活用

債務保証業務の事務処理を円滑かつ適正に行ない、効率的な運用をはかるとともに、利用者に対し保証利用状況等の問合せ業務を行なう。

3. 債務保証額

本年度の車両および荷役機械の融資に係る債務保証額を6億円見込む。

月間5,000万円×12ヵ月=6億円

4. 委員会の開催

- (1) 信用保証審査委員会を原則として毎月2回開催する。
- (2) 信用保証実行運営委員会、および同小委員

会を必要に応じて随時開催する。

◇令和3年度会費の額および納入方法等について(案)

1. 会費の額並びに納入方法は、次のとおり。

≪会費の額≫

①貨物自動車運送事業者

▽平等割（1会員1ヶ月当り）4,500円

▽車両割（1台1ヶ月当り）

【普通車（4トン以上、けん引車を含む）および小型車（積載量4トン未満）】

▽30台まで＝普通車420円・小型車210円

▽31～200台＝普通車410円・小型車200円

▽201～500台＝普通車400円・小型車190円

▽501台以上＝普通車390円・小型車180円

【被けん引車】

▽30台まで（ポールトレーラ以外140円・ポールトレーラ110円）▽31台～200台（ポールトレーラ以外130円・ポールトレーラ100円）

▽201台～500台（ポールトレーラ以外120円・ポールトレーラ90円）▽501台以上（ポールトレーラ以外110円・ポールトレーラ80円）

②貨物運送取扱事業者（専業者に限る）

▽平等割（1会員1ヶ月当り）4,500円

▽取扱専業者割（1会員1ヶ月当り）7,500円

≪納入方法≫

協会発行の請求書により、四半期ごとに納入。

2. 入会金の額並びに納入方法は、次のとおり。

≪入会金の額≫

新規加入者1者につき50,000円

≪納入方法≫

入会申込と同時に納入するものとする。

3. 会費請求額の修正を行なう特別措置は、「会費車両台数変更連絡票」により、所属支部あてFAXで連絡を頂いた会員事業者に限り、次により修正した会費請求書を発行するものとする。

(1) 4月～6月中に会費車両台数の変更があり、7月10日までに所属支部あて連絡を頂いた場合に限り、修正した2期分（7月分～9月分）請求書を発行するものとする。

(2) 10月～12月中に会費車両台数の変更があり、1月10日までに所属支部あて連絡を頂いた場合に限り、修正した4期分（1月分～3月分）請求書を発行するものとする。

注1. 1期分（4月分～6月分）請求書は、従来通り、3月末現在運輸支局に登録された実在車両数に基づき発行するものとする。

注2. 3期分（10月分～12月分）請求書は、従来

通り、9月末現在運輸支局に登録された実
在車両数に基づき発行するものとする。

◇令和3年度実施事業等会計収支予算書(案)

○令和3年度実施事業等(輸送の振興・安全・環境
保全事業)収支予算書(案)

≪Ⅰ 事業活動収支の部≫

1. 事業活動収入

①交付金収入=586,332千円 ②(公社)全ト協
助成金収入=0円 ③特定資産運用収入=4,200
千円 ④雑収入=10千円 ▼事業活動収入計=
590,542千円

2. 事業活動支出

①政令第1号. 貨物の輸送の安全の確保に関
する事業支出=285,187千円 ②政令第2号. サ
ービスの改善及び向上に関する事業支出=
14,390千円 ③政令第3号. 環境の保全に関する
事業支出=84,520千円 ④政令第4号. 適正化に
関する事業支出=170,340千円 ⑤政令第6号. 震
災等災害時物資輸送体制整備に関する事業支
出=16,300千円 ⑥政令第8号. 中央出捐金支出
=134,856千円 ⑦政令第1~7号. 共通事業支出
=122,500千円 ⑧利子補給事業支出=74,000
千円 ▼事業活動支出計=902,093千円 ▽事業
活動収支差額=-311,551千円

≪Ⅱ 投資等活動収支の部≫

1. 投資等活動収入

①特定資産取崩収入=1,440,761千円 ②他会
計からの繰入額=70,000千円 ▼投資等活動収
入計=1,510,761千円

2. 投資等活動支出

①特定資産取得支出=1,230,000千円
▼投資等活動支出計=1,230,000千円 ▽投資等
活動収支差額=280,761千円

≪Ⅲ 予備費≫

▽当期収支差額=-35,000千円 ▽前期繰越収支差
額=35,000千円 ▽次期繰越収支差額=0円

◇その他会計収支予算書(案)

○他1 会員関連事業(会員厚生事業)収支予算書
(案)

≪Ⅰ 事業活動収支の部≫

1. 事業活動収入

①特定資産運用収入=1千円 ②会費収入=
415,293千円 ③入会金収入=0円 ④事業収入
=7,700千円 ⑤雑収入=115千円 ⑥退職給付
引当金戻入収入=0円 ▼事業活動収入計=
423,109千円

2. 事業活動支出

①事業費支出=404,500千円 ▽事業活動収支差
額=18,609千円

≪Ⅱ 投資等活動収支の部≫

1. 投資等活動収入

①特定資産取崩収入=0円 ▼投資等活動収入
計=0円

2. 投資等活動支出

①特定資産取得支出=15,000千円 ②固定資産
取得支出=1,500千円 ③他会計への繰出金支出
=70,000千円 ▼投資等活動支出計=86,500千
円 ▽投資等活動収支差額=-86,500千円

≪Ⅲ 予備費支出=209,109千円≫

▽当期収支差額=-277,000千円 ▽前期繰越収支
差額=277,000千円 ▽次期繰越収支差額=0円

○他1 会員関連事業(信用保証)収支予算書(案)

≪Ⅰ 事業活動収支の部≫

1. 事業活動収入

①基本財産運用収入=1,200千円 ②特定資産運
用収入=70千円 ③事業収入=5,156千円 ④雑
収入=10千円 ▼事業活動収入計=6,436千円

2. 事業活動支出

①事業費支出=19,525千円 ▼事業活動支出計
=19,525千円 ▽事業活動収支差額=-13,089
千円

≪Ⅱ 投資活動収支の部≫

1. 投資活動収入=210,000千円

2. 投資活動支出=210,000千円 ▽投資活動収
支差額=0円

≪Ⅲ 予備費支出=15,811千円≫

▽当期収支差額=-28,900千円 ▽前期繰越収
支差額=28,900千円 ▽次期繰越収支差額=0
円

○他2. 収益事業(総合会館運営事業・商品会計)
収支予算書(案)

≪Ⅰ 事業活動収支の部≫

1. 事業活動収入=103,361千円 2. 事業活動支出
=101,467千円 ▽事業活動収支差額=1,894千円

≪Ⅱ 投資活動収支の部≫

1. 投資等活動収入=0円 2. 投資等活動支出=
32,350千円 ▽投資等活動収支差額=-32,350千円

≪Ⅲ 予備費支出=19,144千円≫

▽当期収支差額=-49,600千円 ▽前期繰越収支
差額=49,600千円 ▽次期繰越収支差額=0円

○他2. 収益事業(地区S C)収支予算書(案)

≪Ⅰ 事業活動収支の部≫

1. 事業活動収入=12,730千円 2. 事業活動支出=11,808千円 ▽事業活動収支差額=922千円

≪Ⅱ 投資等活動収支の部≫

1. 投資等活動収入=0円 2. 投資等活動支出=1,500千円 ▽投資等活動収支差額=-1,500千円

≪Ⅲ 予備費支出=1,433千円≫

▽当期収支差額=-2,011千円 ▽前期繰越収支差額=2,011千円 ▽次期繰越収支差額=0円

◇法人会計収支予算書(案)

○令和3年度法人会計収支予算書(案)

≪Ⅰ 事業活動収支の部≫

1. 事業活動収入

①特定資産運用収入=10千円 ②会費収入=73,287千円 ③入会金収入=0円 ④事業収入=940千円 ⑤雑収入=15千円 ⑥出向者受入収入=45,000千円 ⑦退職給付引当金戻入収入=0円 ▼事業活動収入計=119,252千円

2. 事業活動支出

①管理費支出=105,800千円 ▽事業活動収支差額=13,452千円

≪Ⅱ 投資等活動収支の部≫

1. 投資等活動収入

①特定資産取崩収入=30,000千円 ▼投資等活動収入計=30,000千円

2. 投資等活動支出

①特定資産取得支出=36,000千円 ②固定資産取得支出=4,500千円 ▼投資等活動支出計=40,500千円 ▽投資等活動収支差額=-10,500千円

≪Ⅲ 予備費支出=97,952千円≫

▽当期収支差額=-95,000千円 ▽前期繰越収支差額=95,000千円 ▽次期繰越収支差額=0円

◇近代化基金の一部取り崩し(案)

▼取崩額=149,000千円

<取崩額内訳>

①令和2年度交付金事業負担=-110,000千円

②令和3年度利子補給充当額=-39,000千円

▼取崩理由

①交付金事業費(実施事業等(輸送の振興・安全・環境保全事業))の令和2年度自社負担額に充当するため。

②基金運用収入の減少に伴い、一般融資・ポスト新長期融資等の近代化基金融資に係る令和3年度利子補給事業に充当するため。

▼取崩期日①令和2年度期中②令和3年度期中

◇事務局組織規程の一部改正(案)について

事務局組織規程の一部改正があり、承認された。

(組織図の関してはトラック広報3月号9ページをご覧ください)

第98回 適正化事業実行運営委員会

<議題>

(1) 令和3年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画(案)について

(2) 令和3年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 収支予算(案)について

(3) その他

◇令和3年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画(案)

※詳細は第223回理事会の記事をご参照下さい。

◇令和3年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 収支予算(案)

<<収入の部>>

①受入収入=148,689千円 ②適正化事業助成費受入収入=21,651千円 ▼合計=170,340千円

<<支出の部>>

○政令第4号 適正化に関する事業 ①安全運行パトロール費=136,000千円 ②輸送サービスセンター運営費=23,040千円 ③啓発広報活動費=2,500千円 ④輸送秩序確立運動費=8,800千円 ▼合計=170,340千円

第147回 信用保証実行運営委員会

<議題>

(1) 債務保証の承認(書面表決)の報告について

(2) 令和3年度信用保証事業計画(案)ならびに令和3年度信用保証事業特別会計収支予算書(案)について

(3) その他

◇債務保証の承認(書面表決)報告

▼申込期間令和2年2月26日~令和3年1月25日 件数=2件 ▼金額合計=16,100千円

◇令和3年度信用保証事業計画(案)

※詳細は第223回理事会の記事をご参照下さい

◇令和3年度信用保証事業特別会計収支予算書(案)

※詳細は第223回理事会の記事をご参照下さい。

令和
3年度

トラック関係 税制改正・予算に関する 要望と結果について

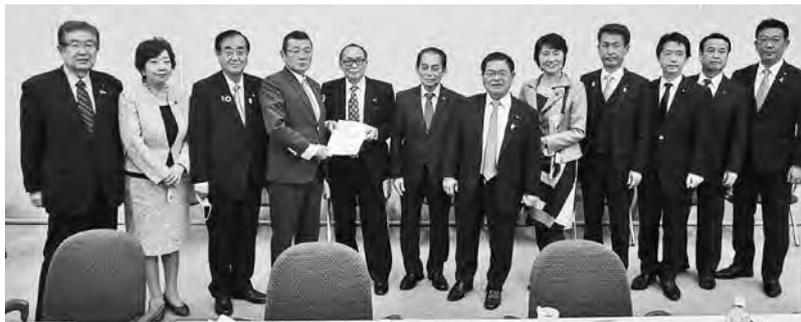
トラック広報令和3年1月号にて、「令和3年度税制改正に関する要望と与党税制改正大綱(速報版)」ならびに、トラック関係「令和3年度予算に関する要望と令和2年度第3次補正予算案・令和3年度予算案」についてご案内いたしましたが、このたび3月26日に令和3年度予算が国会で成立いたしましたので、「令和3年度税制改正に関する要望と結果(最終版)」についてご案内いたします。

※ 令和3年度税制改正に関する要望と与党税制改正大綱の内容は次の通り

令和3年度税制改正に関する要望と税制改正大綱の内容

要望事項	令和3年度税制改正大綱の内容 ※ () 内は大綱の該当ページ
1. 新型コロナウイルス感染症に係る各種軽減措置の延長	・新型コロナウイルス感染症に係る各種軽減措置の延長については言及されなかった。
2. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現	
(1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減	・自動車関係諸税の簡素化・軽減については、言及されなかった。
(2) 自動車税における営合格差見直し反対	・自動車税における営合格差は堅持された。
(3) 自動車重量税の道路特定財源化	・自動車重量税の道路特定財源化については言及されなかった。
3. 中小企業投資促進税制の延長	・適用期限が2年間延長された。(P46,47)
4. 特例措置の延長	
(1) 自動車重量税のエコカー減税の延長	・適用期限が2年間延長された。(P61~63)
(2) 自動車税環境性能割特例措置の延長	・適用要件および措置内容を見直した上で、適用期限が2年間延長された。(P63~68)
(3) ASV(先進安全自動車)特例措置の延長	・適用要件および措置内容を見直した上で、適用期限が延長された。また対象装置として、側方衝突警報装置が追加された。(P72,73)
(4) 自動車税のグリーン化特例の延長	・適用期限が2年間延長された。(P68,69)
(5) 中小企業・協同組合等の法人税率の特例措置の延長	・適用期限が2年間延長された。(P46)
(6) 所得拡大促進税制の延長	・適用要件を見直した上で、適用期限が2年間延長された。(P50,51)
(7) 中小企業経営強化税制の延長	・適用要件を見直した上で、適用期限が2年間延長された。(P47)
(8) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長	・対象業種を中小企業投資促進税制に統合した上で、適用期限の到来をもって廃止されることとなった。(P47)
5. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用	・固定資産税の軽減措置の適用について、要望については、言及されなかった。

当協会からの令和3年度税制改正・予算要望



自由民主党



公明党

※トラック関係予算の主な内容は次のとおり

令和3年度予算に関する要望と令和2年度第3次補正予算・令和3年度予算の主な内容

要望事項	令和2年度第3次補正予算・令和3年度予算の主な内容
I. 新型コロナウイルス感染症関係要望	1. 令和2年度第3次補正予算 令和2年度第3次補正予算については、令和3年1月28日に成立した。
II. 道路関係要望	(1)令和2年度末で期限を迎える、自動車運送事業者のETC2.0搭載車を対象とした 高速道路料金の大口・多頻度割引50%枠 について、 令和3年度末(令和4年3月末)まで継続 するための予算として、 77.62億円が措置 された。 (2)トラック運送業における労働生産性の向上や持続的な経営の確保を図るため、 荷役作業の効率化に資する機器(テールゲートリフター、ユニック車、フォールドデッキ)の導入支援 のための予算として、 1.4億円が措置 された。 (3)ポストコロナ時代に対応した 非接触・非対面型のBtoC配送モデルについて実証事業 の予算として、 0.6億円が措置 された。 (4)災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能を確保するため、高規格道路のミッシングリンクの解消、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を実施。(補正予算2,058.16億円) ※財政投融資を活用した暫定2車線区間の4車線化については、後述道路関係①に掲載。 (5)道路インフラの局所的な防災・減災対策を実施。(補正予算774.54億円)
1. 高速道路料金等の引下げ	
2. 道路の積極的な活用に向けた諸施策の実現	
III. 働き方改革関係要望	2. 令和3年度予算 令和3年度予算については、令和3年3月26日に成立した。
IV. 環境・交通安全関係要望	(○トラック運送事業関係) ①危機時等に備えた体制強化及び新たなサービスの構築(トラック運送業の強靱性確保等)(0.32億円) ②働き方改革の推進(トラック運送業の実態把握、ホワイト物流推進運動の推進等)(0.85億円) ③次世代自動車(CNGトラック、ハイブリッドトラック)普及促進(4.7億円の内数) ④事故防止対策(先進安全自動車、デジタル式運行記録計等の導入等)支援推進事業(8.5億円の内数) ⑤健康起因事故防止対策の促進(スクリーニング検査普及に向けたモデル事業等)(0.55億円) ⑥自動配送ロボット制度の整備(0.2億円) ⑦物流生産性の向上(モーダルシフト支援事業、非接触・非対面輸送配送モデル実証事業)(0.55億円) ⑧最先端の低炭素型ディーゼルトラック導入補助、電気トラック導入補助(39.65億円)＜環境省連携事業＞ ⑨車両動態管理システム、予約受付システム等導入支援(41.5億円)＜経済産業省連携事業＞
1. 環境対策及び省エネ対策のための補助	
2. 交通安全対策のための補助	

令和3年度予算に関する要望と令和2年度第3次補正予算・令和3年度予算の主な内容

要望事項	令和2年度第3次補正予算・令和3年度予算の主な内容
I. 新型コロナウイルス感染症関係要望	(○道路関係) ①財政投融資を活用した暫定2車線区間の4車線化(財政投融資 計1.0兆円) ※令和2年度第3次補正5,000億円、令和3年度当初予算5,000億円
II. 道路関係要望	②災害時における人流・物流の確保(7,259億円の内数) ※うち令和2年度第3次補正予算2,944億円 ・ミッシングリンク解消や4車線化等の推進、道路等の防災・減災対策の推進等 ③交通安全対策の推進(1,930億円の内数) ・高速道路の暫定2車線区間の4車線化等の推進、SA・PA駐車マス不足解消等 ④効率的な物流ネットワークの強化(4,442億円の内数) ※うち令和2年度第3次補正予算252億円 ・三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進、特車通行許可の効率化、ICや空港、港湾等へのアクセス道路の整備等 ⑤地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備等(4,858億円の内数) ※うち令和2年度第3次補正予算2,058億円 ・地域・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築、スマートICの活用等
1. 高速道路料金等の引下げ	
2. 道路の積極的な活用に向けた諸施策の実現	
III. 働き方改革関係要望	(○厚生労働省関係) ①働き方改革推進援助成金(65.4億円) ②人材開発支援成金(訓練関係)(322億円の内数) ③短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の習得支援(27.5億円の内数) ④両立支援等助成金(育児休業等支援コース、女性活躍加速化コース)(42.2億円) ⑤自動車運転者の取引環境改善などの環境整備(1.5億円)
IV. 環境・交通安全関係要望	
1. 環境対策及び省エネ対策のための補助	
2. 交通安全対策のための補助	

人材確保に必須！ホームページ活用の“キモ”セミナーを開催



大阪府トラック協会は3月19日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて、「人材確保に必須！ホームページ活用の“キモ”セミナー」を開催、会員事業者等9名が参加した。

同セミナーは、トラック運送業界で昨今の大きな問題となっている労働力不足問題を解消するため、求人活動を行なっていく上で女性や若年層など幅広い層に働きかけるための重要なツールとなるホームページの活用を目的に、今後自社のホームページの作成・修正によってホームページを活用した人材確保を予定している事業者を対象に開催された。

セミナーでは、まず主催者を代表して当協会の滝口敬介 専務理事の挨拶に続き、大阪よろず支援

拠点・コーディネーターの中辻一浩氏より「人材確保に効果的なホームページの活用の重要性やその中身」について講義が行なわれ、その後、グループに分かれて、模造紙を用いたのワークショップ（ワールドカフェ[※]）が行なわれ、参加者により熱心な議論が重ねられた。

セミナー終了後、希望者を対象に講師の中辻氏と大阪よろず支援拠点・チーフコーディネーターの北口祐規子氏により人材確保に有効なホームページの作成・活用に関する個別相談会が行なわれた。

※ワールドカフェとは、4～5人ずつに分かれテーブルごとに対話をする会議形式。一定時間経過後、メンバーを入れ替え対話することを繰り返し行なう。

大阪府よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者の経営の悩みを解決する「総合医療科」

- ・ 経営の悩みがあるが、どこに相談に行けばいいかわからない
- ・ 様々な問題を抱え、複数の支援機関に相談している
- ・ 問題解決のために何から相談していいかわからない

以上のような悩みに対し、業種関係なく創業から製品開発・販路開拓・経営戦略まで、中小企業・小規模事業者の抱える現場の課題に対する総合的なサポートを実施している。

TEL : 06-4708-7045 URL : <http://www.yorozu-osaka.jp/>

令和2年度

第2回 運行管理者試験が実施される

（公財）運行管理者試験センターが国土交通大臣から試験実施機関指定を受け、各都道府県トラック協会が事務代行する「令和2年度 第2回運行管理者試験」が3月7日、全国一斉に実施された。

大阪では大阪市住之江区の「インテックス大阪」で行なわれ、1,209人が受験した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今回の試験から筆記試験方式の他に、一部の試験地において新たにCBT試験（2月27日～3月14日）が導入された。

試験結果については、運行管理者試験センターから4月6日に合格発表が行なわれた。

CBT 試験とは

Computer Based Testing の略で、テストセンターに行って、問題用紙やマークシートを使用せず、パソコンの画面に表示される問題を見てマウス等を用いて解答する試験。試験会場と日時を指定された範囲内で申請者が選択できる。

働き方改革セミナーを開催



大阪府トラック協会は3月16日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて、「働き方改革セミナー」を開催、会員事業者等53名が参加した。

働き方改革関連法のうち同一労働・同一賃金にかかる判断の目安となる重要判例については、平成30年6月にハマキョウレックス事件、長澤運輸事件の両最高裁判例が示されて以降、いわゆる旧労働契約法第20条をめぐる重要な労働判例が次々と示されていることを踏まえ、これら判例のポイントを分かりやすく解説し、各事業所において適切な労務管理を進めていくことを目的に、大阪人材確保推進会議（運輸分科会）構成団体と連携して開催された。

セミナーでは、まず主催者を代表して当協会の滝口敬介専務理事の挨拶に続き、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター所属の社会保険労務士南英一氏によ



り、「働き方改革セミナー～同一労働同一賃金～」について講演が行なわれ、新型コロナウイルスの感染拡大による企業業績の悪化に伴い、今後増加すると思われる正規雇用以外の雇用形態の労働契約者と、それに伴い顕在化すると思われる「同一労働同一賃金」の問題について解説が行なわれた。

続いて、AIG損害保険株式会社 傷害・医療保険部 関西地域事業本部駐在 A&H担当部長 眞鍋誓志氏により、働き方改革に積極的に取り組む企業を応援する制度として令和2年9月16日から認証申請の受付をスタートした、自動車運送事業に携わる運転者の労働条件や労働環境を第三者機関が評価・認証する「働きやすい職場認証制度」の目的、認証取得のメリットなどの解説が行なわれた。

セミナーの終了後には、参加企業の労働環境の向上と労使トラブル解決の支援のための労働相談会が行なわれた。

安全管理者選任時研修を開催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部は大阪府トラック協会との共催により3月11日と12日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて安全管理者選任時研修を開催、会員事業者から25名が参加した。

労働安全衛生法第11条では、「運送業において、常時50人以上の労働者を使用する事業場は、安全管理者を選任して、その安全管理者に安全衛生業務のうち安全に係る技術的事項を管理させること」とされている。また、安全管理者には一定の資格要件が必要とされ、労働安全衛生規則の改正（平成18年10月1日施行）により、一定の学歴と実務経験の他に、「厚生労働大臣が定める研修（9時間）」を受講・修了していることが義務付けられている。

研修では、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士・衛生管理士 島田弘和氏と安全管理士 酒井雅彦氏より次のとおり講義が行なわれた。

<第1日目>

- (1) 安全管理の役割等
- (2) 安全管理の進め方

<第2日目>

- (1) 労働安全衛生マネジメントシステム
- (2) 危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- (3) 機械設備・作業方法の安全化
- (4) 安全教育
- (5) 災害調査と再発防止対策
- (6) 関係法令



本日、第223回理事会を開催するにあたり、最近の状況を交えて挨拶申し上げます。本理事会は昨年12月8日以来、3カ月ぶりの開催ですが、皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、平素は当協会の運営に格別のご協力・ご支援をいただいていることに対しまして、心からお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大が深刻化して以来約1年が経ちましたが、本年1月に再発令された緊急事態宣言は、関東1都3県を除き2月末に解除されたものの、依然として飲食業については営業時間制限が実施されております。また、2月13日から改正特措法が施行され、感染症対策に新たに罰則規定が導入されるなど対策が強化されました。

一方、待望のワクチン接種が先月17日に先ず医療機関従事者から、そして来月4月12日から高齢者への接種も始まります。変異種の懸念もあり、まだまだ安心はできませんが、新型コロナウイルスの収束に向け曙光が見えてきたようにも思います。

なお、この一年は感染拡大予防を前提とした協会運営が必要であったことから、各支部におかれてもいろいろご苦労があったことと思います。ご協力に心からお礼を申し上げます。今後とも、協会本部といたしましては、各会議室でwebでの会議が可能といった感染予防対策を講じるなど、開催方法に万全を期しながら活動を続けていきたいと考えております。

さて、私は本年6月末に開催される鴻池運輸(株)株主総会を以て、取締役会長を退任し退社することにしております。それに伴い当協会会長並びに全ト協副会長を始め、物流関連諸団体の全役職についても退かせていただくことにしております。なお、本件は弊社関係者並びに全ト協・坂本会長にはかなり以前に伝え、ご理解とご了承を得ておりました。それを本年1月末に公表したのは、社内外とも6月の総会に向け人事構想の検討が始まる時期に当たることから、自らの意思を明白にしておくべきと考えた次第です。本来なら本年1月下旬に開催の全ト協正副会長会議で公表する予定でしたが、コロナの影響で中止となったため、やむを得ず皆様には失礼ながらご挨拶状をお送りした次第です。

突然のことで驚かせ申し訳ありませんでした。

皆様方にはこれまで大変お世話になったことに対し、この場をお借りし心からお礼を申し上げます。残り数カ月のことですが、職責を全うする所存ですので何卒宜しくお願いします。

なお、私は当協会の会長職につきましては任期1年を残しての退任となります。従って、残る一年間は、筆頭副会長である中川さんをお願いしたいと考えています。この件につきましては、本年1月25日に開催された正・副会長会議においてお願いいたしました。正式な手続きは来る6月8日に開催される、「第225回理事会」にて行なわせていただきます。また、常任委員会等、新年度以降の運営については、後任の会長のご意向を尊重したいと思います。

さて、トラック貨物輸送の現状については、宅配便は巣ごもり需要やEコマースの拡大で絶好調です。一方、一般貨物輸送については、全ト協が実施した影響調査によると、「運送収入」は昨年5月に最大の落ち込みを示しましたが、その後は徐々に回復傾向にあります。そして3月は対前年度比で「運送収入増」を予想している事業者が増えています。しかし、関東1都3県で緊急事態宣言が2週間延長された影響や、その他主要都市でも未だ経済活動に制約があり、先行きは不透明といったところです。

なお、ドライバー不足については、目下のところコロナ禍による物流の量的縮小と、積み込みスペースの余剰によって一時的に緩和されています。しかし、これは言わば「貨物量の縮小による供給過剰」という状態であって、いずれ事態が正常化すれば、間違いなくドライバー不足が再燃します。

いずれにせよドライバー不足は、高齢化と労働力減少に伴う構造的な問題であることから、トラック運送事

業の健全な発展を目指すには、男女を問わず若い人を中心に、業界への参入を促進するしかありません。そのためには労働条件の改善が不可欠であり、その原資となる「適正運賃」の収受が何としても必要です。そして、その実現のための目安となるのが、昨年4月24日、「改正貨物自動車運送事業法」に基づき告示された、「標準的な運賃」制度です。

当協会本部では、「標準的な運賃」の周知・徹底のため、昨年秋から会員事業者向けに各種説明会・セミナー等を開催してまいりました。直近では、3月2日、3日の両日に延べ6回小規模説明会を開催しました。昨年11月から3月まで、延べ約605人の会員事業者にご参加をいただきました。

一方、全ト協でも昨年12月、国交省と連名で、全国約4万6千の「荷主並びに荷主団体」に対し、「標準的な運賃」に関する要望書と説明パンフレットを送付しました。併せて日本経済新聞と荷主向け業界紙にも、PR広告を掲載しました。また、近畿トラック協会でも、独自に作成したパンフレットとともに、近畿運輸局、労働局、近畿経済産業局連名の荷主向け要請文を合わせて、今週から順次送付しています。そして当協会でも予算の執行状況を見ながら、日本経済新聞にインパクトのある広告記事を掲載する予定にしております。

もとより運賃の値上げにはそれなりの理由と市場環境が必要です。ところが今は「100年に一度」とされる「異常事態」から抜け切れていません。3月5日の日本経済新聞朝刊に「トラック運賃が8年ぶりに下落」といった記事が大きく出ていました。そういった現状から、実際の値上げ交渉はもう少しタイミングを見極める必要があるように思います。

しかし「標準的な運賃」は今から3年後の2024年3月末までの、時限立法であることも忘れてはなりません。従って、今のうちに自社の事業内容に見合った運賃表を作成し運輸支局に届け出て、交渉を始める準備をしておくことが重要です。

ところが国交省によると、本年1月末現在の運輸局への届け出数は全国合計で4.7%、中でも近畿地区では2.2%と極めて低い数字に止まっています。

今回告示された標準的な運賃は、国交省が全国1025社を対象に調査し、原価計算を行った結果であり、自信をもって荷主と話し合える内容です。文字通り国のお墨付きをいただいたものであります。従って、何としてもこれを活用して「適正運賃」を収受し、トラック貨物輸送業界が健全な発展を遂げ、「くらしと経済を支えるライフライン」としての役割を全うできるよう頑張りましょう。

なお、本日はこの後、令和3年度の事業計画・予算を提案させていただきますが、トラック業界は「運賃・料金問題」以外にも、「人材確保」「長時間労働是正」「事故防止・安全対策」「環境問題」「高速道路料金・道路問題」等々、多数の課題を抱えています。

また次年度は、「標準的な運賃」への本格的な取り組みとともに、「人材確保」のため「働きやすい職場環境」認証制度についても考えていかなければなりません。

事業者の皆様方は目下、大変厳しい状況下での事業経営を迫られていることと存じます。協会本部といたしましても現在の苦境からの脱出を始め、諸問題の解決・改善のため、今後とも国交省や厚労省、並びに地方自治体とも連携を図るとともに、全日本トラック協会と一丸となって、活動を展開していきたいと思っております。そのため今後とも、皆様のお力添えを賜われますようお願い申しあげます次第です。

本日は、理事会終了後、「政治連盟の常任理事会・幹事会 合同会議」も開催いたしますので、どうか円滑な議事運営に特段のご配慮をいただきますようお願い申しあげます。少し長くなりましたが、以上をもちまして私の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくようお願い申し上げます。

以上

適正化事業のページ

2021年度

貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）について

1. 申請書類の頒布

- ① インターネットによる頒布 頒布開始日：2021年4月23日（金）
頒布方法：（公社）全日本トラック協会ホームページ
- ② 紙媒体による頒布 頒布開始日：2021年5月6日（木）（土・日・祝日は除く）
頒布場所：（一社）大阪府トラック協会 適正化事業部

2. 申請方法

郵送での申請 ※7月14日（水）必着

- ・新型コロナウイルス感染防止のため、郵送での申請とさせていただきます。予めご了承ください。
- ・資料を郵送する際には一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス、信書便（信書用宅配便）など荷物追跡が可能な方法で発送してください。
- ・申請書1枚目の「①申請者 控」を郵送で返却希望の場合は返信用封筒（長3）に84円切手を貼り、返送先をご記入の上、申請書類と同梱してください。
- ・受付期間終了間近は申請が集中しますので、早めの申請をお願いします。

3. 受付期間

2021年7月1日（木）～7月14日（水）※土、日、祝日は除く。

4. 申請書類の送付先

〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
（一社）大阪府トラック協会 適正化事業部 電話 06-6965-4024 FAX 06-6965-1902

5. 申請料

- ① Web申請書作成システムで作成した申請書による申請：無料
- ② 複写式申請書による申請：申請書実費1,000円（税込）

6. 評価対象

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業所（営業所）を単位とします。

7. 申請資格要件（2021年7月1日現在で以下の事項を満たす事業所とします）

- ① 事業開始後（運輸開始後）3年を経過していること。
営業所が開設され、事業を開始してから3年を経過していること。
- ② 配置する事業用自動車の数が5両以上であること。
- ③ a. 虚偽の申請、その他不正な手段等（以下、「不正申請等」という。）により申請の却下又は評価の取消しを受けた事業所にあつては、当該却下又は取消しに係る申請年度後2事業年度を経過していること。
b. 不正申請等により認定の取消しを受けた事業所にあつては、取消し後2年を経過していること。
- ④ 認定証、認定マーク及び認定ステッカー等（以下、「認定証等」という。）の偽造もしくは変造又は不正な使用により是正勧告を受けた事業所にあつては、当該是正勧告の履行状況が確認され、及び偽変造等に係る認定証等の提出を受けた日後3年を経過していること。

8. 評価結果の通知

2021年12月中旬に、各申請事業所への郵送並びに全日本トラック協会のホームページにて通知します。

9. 2021年度の主な変更点

- ① 厚生年金保険料の納付状況が確認できる書類は、不要とする。
- ② 安全性評価申請書（1号様式、6号様式）や自認書（2号様式、10号様式）等Gマークに係る提出書類の押印を廃止する。
- ③ 評価事項Ⅲ「安全性に対する取組の積極性」の自認事項5「外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。」について、オンライン方式による研修会等を受講した場合、通常の提出資料に加え、オンライン研修実施記録の提出により評価する。（全日本トラック協会ホームページを参照ください。）

10. その他

詳細は、2021年4月23日（金）から公表される（公社）全日本トラック協会のホームページをご参照ください。

安全性評価事業（Gマーク）を新たに申請される事業所のみなさまへ

貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）は、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするための認定制度です。

ここでは、Gマーク認定に必要な評価項目の配点について説明します。評価項目の詳細内容につきましては「申請案内」等でご確認願います。

Gマークは以下の配点により評価されます。

評価項目

①	安全性に対する法令の遵守状況	配点40点 基準点32点	◇ 当実施機関の巡回指導結果 期間：2020年7月1日～2021年10月31日 ◇ 運輸安全マネジメント取組状況
②	事故や違反の状況	配点40点 基準点21点	◇ 重大事故・行政処分の状況
③	安全性に対する取組の積極性	配点21点 基準点12点	◇ 安全対策会議の実施、運転者の教育などの取組の自己申告事項

！ご注意ください！

さらに、以下の要件を満たすことにより認定されます。

認定要件

- (1) 上記①～③の評価点数の合計点が80点以上
- (2) 上記①～③の各評価項目において基準点数以上
- (3) 貨物自動車運送事業法の認可、届出、報告が適正であること
- (4) 社会保険等加入が適正であること（事業所に所属のすべての従業員・法で定められたアルバイト・パート）

！ご注意ください！

① 安全性に対する法令の遵守状況の「当実施機関の巡回指導結果」については、2020年7月1日～2021年10月31日の期間での巡回指導の点数となります。従いまして、昨年7月以降すでに巡回指導が実施された営業所につきましては、その巡回時の結果が評価点数となります。

なお、点数に関わらず「再巡回は行いません」のでご注意願います。

昨年7月以降で巡回指導がまだ実施されていない営業所につきましては、Gマーク申請を受け付けた後に巡回指導を実施します。

巡回指導、その他詳細につきましては大阪府トラック協会 適正化事業部までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ・・・大阪府トラック協会 適正化事業部（Gマーク担当）06-6965-4024

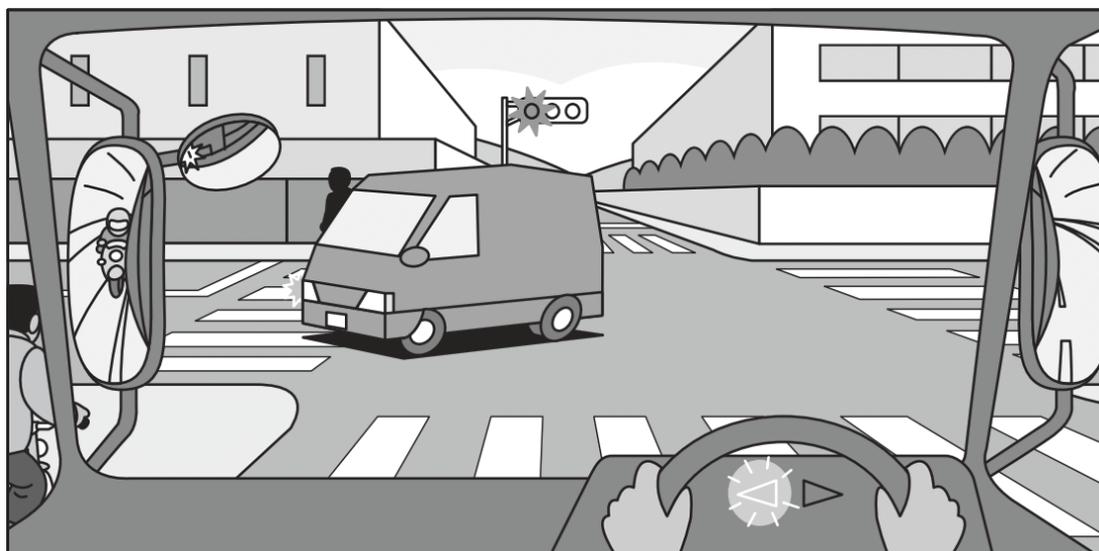
各社ドライバー教育にご活用ください

このたび、トラック広報読者アンケートの中で、危険予知訓練（KYT）や事故事例を取り上げてほしいとのお声を多数頂戴いたしました。そこで、このコーナーでKYTシートや事業用貨物自動車の事故事例等をご紹介します。会員事業者各社のドライバー教育や、事故防止教育等にご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問題

信号のある交差点の左折での危険は？

あなたは、対面する信号が青の交差点を左折しよとしています。この場面にはどのような危険がありますか。また、危険を避けるためにはどのような運転をすればよいでしょうか。



どのような危険がありますか？

- ①
- ②
- ③

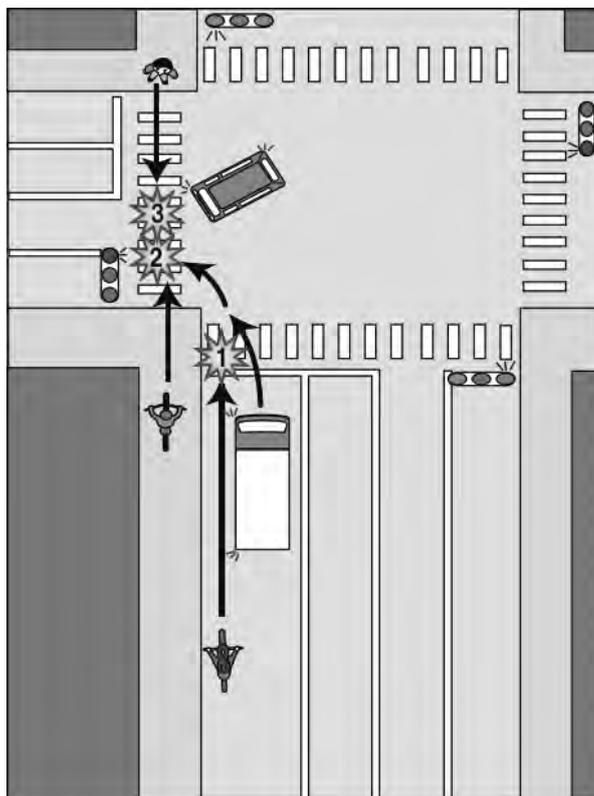
どのような運転をすればあんですか？

- ①
- ②
- ③

（企画・制作（公社）全日本トラック協会）

解説 信号のある交差点の左折の注意点

事故パターン



危険要因

- ① 左サイドミラーに交差点に向かって進行している二輪車が映っており、左折するときに二輪車を巻き込む。
- ② 左側方に交差点方向に進行している自転車があり、横断歩道上で自転車と衝突する。
- ③ 横断歩道の手前で停止している対向右折車の向こう側から歩行者が横断してきてはねる。

安全運転の方法

- ① 左折するときは、その前に必ず左側方および後方から二輪車や自転車が接近していないかどうかを確認する。
- ② 横断歩道の左側から進行してくる自転車については見落としやすいので、とくに注意して確認する。
- ③ 横断歩道の手前で停止し、横断歩道の左右を確認する。

近畿運輸局関係人事異動

－令和3年4月1日付－
(当協会関係抜粋)



近畿運輸局＝局、
大阪・京都・滋賀・奈良・和歌山各支局＝大支局、
京支局、滋支局、奈支局、和支局、
なにわ・和泉・姫路各自動車検査登録事務所＝
な事務所、和事務所、姫事務所とそれぞれ略記。
()内は旧職。敬称略。

▽後藤浩之＝定年退職[R3.3.31付](大支局長)
▽伊藤徳男＝大支局長(局交通政策部計画調整官)
▽藤原幸嗣＝京支局長(局自動車交通部次長)
▽戸田辰司＝局自動車交通部次長(局自動車交通部
旅客第一課長)▽若林隆司＝定年退職[R3.3.31付]
(局自動車監査指導部長)▽福田貢規＝局自動車監
査指導部長(局自動車監査指導部次長)▽小森成人
＝局自動車監査指導部次長(局自動車監査指導部首
席自動車監査官[旅客])▽野口英樹＝滋支局首席運
輸企画専門官[企画輸送・監査](局自動車技術安全
全部保安・環境課専門官)▽柏原博人＝局自動車技術
安全全部保安・環境課専門官(局自動車監査指導部自
動車監査官[安全・監査])▽板垣博樹＝局自動車監
査指導部自動車監査官[安全・監査](国交省総合政
策局国際政策課専門官(研究休職・一般社団法人海
外運輸協力協会)▽前川直哉＝局自動車交通部旅客
第一課専門官(大支局運輸企画専門官[輸送])
▽齋藤暁＝大支局運輸企画専門官[輸送](神戸運輸
監理部兵庫陸運部運輸企画専門官[監査])
▽清良井利之＝局交通政策部バリアフリー推進課
長(局自動車技術安全全部管理課長)▽山口則夫＝局
自動車技術安全全部管理課長(大支局和事務所首席運
輸企画専門官(上席自動車登録官・自動車検査官)
[登録])▽木原健太＝大支局和事務所首席運輸企画
専門官(上席自動車登録官)[登録](局自動車交通部
貨物課長補佐)▽木下孝弘＝局自動車交通部貨物課
長補佐(局交通政策部環境・物流課専門官)

▽片山裕也＝局海事振興部貨物・港運課専門官(局
自動車監査指導部自動車監査官[安全・監査])
▽笹尾和葵＝局自動車監査指導部自動車監査官[安
全・監査](大支局な事務所運輸企画専門官[ユー
ザー行政])▽竹原弘二＝局鉄道部監理課監理係長
(局自動車技術安全全部管理課業務係長)
▽大原由香梨＝局自動車技術安全全部管理課業務係
長(大支局和事務所運輸企画専門官(自動車登録官)
[登録])▽明石久則＝局自動車交通部旅客第二課專
門官(局自動車交通部貨物課専門官)▽喜多畑敦嗣
＝局自動車交通部貨物課専門官(滋支局運輸企画
専門官[輸送])▽島田義久＝定年退職[R3.3.31付]
(大支局次長)▽中野恒夫＝大支局次長(局鉄道部計
画課長)▽土田和史＝[出向](R3.3.31付退職)独立
行政法人自動車技術総合機構近畿検査部長(局自動
車技術安全全部次長)▽山名生也＝局自動車技術安全
全部次長(局自動車技術安全全部技術課長)▽谷本保文
＝局自動車技術安全全部技術課長(神戸運輸監理部兵
庫陸運部首席陸運技術専門官(上席自動車検査官)
[検査整備保安])▽早水研人＝[出向](R3.3.31付辞
職)軽自動車検査協会京都事務所長(大支局首席運
輸企画専門官[監査(貨物)])▽加島猛＝大支局首席
運輸企画専門官[監査(貨物)](奈支局首席陸運技術
専門官(上席自動車検査官)[検査整備保安])
▽福永清治＝[出向](R3.3.31付退職)独立行政法
人自動車技術総合機構姫路事務所長(局自動車技術
安全全部技術課長補佐)▽湯原基隆＝局自動車技術安

全部技術課長補佐(局自動車技術安全全部保安・環境課自動車事故調査分析官)▽**大倉学**＝局自動車技術安全全部保安・環境課自動車事故調査分析官(〔復帰〕軽自動車検査協会大阪主管事務所検査・企画課総括検査員)▽**加藤愛**＝局海事振興部貨物・港運課内航係長(局自動車監査指導部自動車監査官〔監査])▽**津田修至**＝局自動車監査指導部自動車監査官〔監査〕(大支局運輸企画専門官〔貨物])▽**藤田勇輝**＝大支局運輸企画専門官〔貨物〕(局総務部人事課)▽**三宅高志**＝局海上安全環境部運輸労務監理官(大支局運輸企画専門官〔監査])▽**原田誠**＝大支局運輸企画専門官〔監査〕(大支局運輸企画専門官〔ユーザー行政])▽**黒田将也**＝京支局運輸企画専門官(主任自動車登録官)〔登録〕(大支局運輸企画専門官〔監査])▽**楠野優子**＝大支局運輸企画専門官〔監査〕(大支局首席運輸企画専門官付〔監査])▽**原田雄飛**＝局自動車交通部貨物課(大支局首席運輸企画専門官付〔監査])▽**草田理沙**＝大支局首席運輸企画専門官付〔監査〕(〔復職〕育児休業(局自動車監査指導部首席自動車監査官付〔監査]))▽**堀田真邦**＝〔出向〕(R3.3.31付辞職)独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部管理課登録確認調査員(併任 滋賀事務所)(局自動車交通部貨物課)▽**川上雄一郎**＝局自動車交通部貨物課(〔復帰〕独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部管理課登録確認調査員(併任なにわ事務所))▽**山本晃**＝局海事振興部船舶産業課専門官(局自動車監査指導部自動車監査官〔安全・監査])▽**松本登紀子**＝局自動車監査指導部自動車監査官〔安全・監査〕(京支局運輸企画専門官〔監査])▽**中原愛乃**＝神戸運輸監理部兵庫陸運部運輸企画専門官〔登録〕(大支局首席運輸企画専門官付〔輸送])▽**岡部茜**＝大支局首席運輸企画専門官付〔輸送〕(〔復帰〕独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部管理課登録確認調査員(併任 京都事務所))▽**田頭智也**＝局海事振興部船員労政課(大支局首席運輸企画専門官付〔監査])▽**舟木阜**＝大支局首席運輸企画専門官付〔監査〕(局自動車交通部旅客第一課)▽**小林寿至**＝〔出向〕(R3.3.31付辞職)独立行政法人自動車技術総合機構奈良事務所長(局自動車技術安全全部整備課専門官)▽**岸部良**＝局自動車技術安

全部整備課専門官(滋支局陸運技術専門官〔整備])▽**中井一智**＝局鉄道部鉄道安全監査官(大支局陸運技術専門官(上席自動車検査官)〔検査・整備])▽**佐藤枝里**＝大支局陸運技術専門官(自動車検査官)〔検査・整備〕(大支局和事務所陸運技術専門官(主任自動車検査官)〔検査])▽**宮下一也**＝局鉄道部技術・防災課電気係長(局自動車技術安全全部技術課技術係長)〔復帰〕独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部検査課自動車検査官)▽**福井勇輝**＝神戸運輸監理部兵庫陸運部運輸企画専門官〔監査〕(局自動車監査指導部自動車監査官〔安全・監査])▽**宮田啓揮**＝局自動車監査指導部自動車監査官〔安全・監査〕(〔復帰〕独立行政法人自動車技術総合機構奈良事務所自動車検査官)▽**楠晴貴**＝〔出向〕(R3.3.31付辞職)独立行政法人自動車技術総合機構兵庫事務所(大支局首席陸運技術専門官付〔検査・整備])▽**井上卓也**＝大支局首席陸運技術専門官付〔検査・整備〕(大支局首席運輸企画専門官付〔監査])▽**前川廉平**＝大支局首席運輸企画専門官付〔監査〕(新規採用)▽**日高聡**＝〔出向〕(R3.3.31付辞職)独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部検査課主席自動車検査官(大支局運輸企画専門官〔監査])▽**速見康比庫**＝大支局運輸企画専門官〔監査〕(京支局運輸企画専門官〔監査])▽**米倉敏幸**＝京支局運輸企画専門官〔監査〕(局自動車技術安全全部技術課専門官)▽**廣瀬敏隆**＝局自動車技術安全全部技術課専門官(京支局陸運技術専門官〔整備])▽**谷健太郎**＝局交通政策部バリアフリー推進課企画・交通バリアフリー対策係長(交通政策部交通企画課併任)(局自動車技術安全全部整備課整備係長)▽**筑紫賢太郎**＝局自動車技術安全全部整備課整備係長(〔復帰〕独立行政法人自動車技術総合機構和泉事務所自動車検査官)▽**田中岳志**＝大支局陸運技術専門官〔整備〕(大支局陸運技術専門官〔ユーザー行政])▽**東晋一**＝大支局陸運技術専門官〔ユーザー行政〕(大支局陸運技術専門官〔整備])

自動車事故対策機構からのお知らせ

令和3年度運行管理者等基礎講習開催のご案内（全期）

大阪主管支所が開催する令和3年度の運行管理者等基礎講習につきまして、以下のとおり開催させていただきます。受講ご希望の方は案内をご一読のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

今後、講習開催地における新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、講習会を中止・延期とさせていただきます。
この場合は、お申し込みいただいた方の連絡先に、ご連絡いたしますのであらかじめご了承ください。

●開催日・会場等（以下の3回のみ開催を予定しております）

業態	開催年月日	会場	ネット予約開始日	郵送予約開始日
貨物	令和3年4月21日（水）～4月23日（金）	天満研修センター（405ホール）	令和3年4月2日（金）	令和3年4月9日（金）
	※テキスト等は2020年版を使用します。あらかじめご了承ください。			
貨物	令和3年6月15日（火）～6月17日（木）	天満研修センター（405ホール）	令和3年4月15日（木）	令和3年4月22日（木）
貨物	令和3年11月24日（水）～11月26日（金）	岸和田市立波切ホール（特別会議室）	令和3年9月1日（水）	令和3年9月8日（水）

※ネット予約は、予約開始日の午前0時からご予約頂けます。

●申込方法

自動車事故対策機構（NASVA「ナスバ」）のホームページ <http://www.nasva.go.jp> から、講習予約システムに進んで申込してください。インターネットでのお申込ができない場合は、郵送でのお申込となりますので、次のページの問い合わせ先までご連絡頂きますようお願いいたします。なお、郵便到達時に定員に達していた場合は、ご予約頂けませんのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

●受講料

お一人様：8,900円（消費税・テキスト代を含む）

※講習開催初日 受付時に現金にてお支払いいただきます。

つり銭のないようご協力をお願いします。また、一旦納付された受講料の返金はできません。

●受講の対象者

- ①運行管理者試験（貨物）の受験資格を得ようとする方。
- ②初めて補助者としての要件を得ようとする方。
- ③平成24年4月16日以降、初めて運行管理者に選任された方で、過去に基礎講習を受講されたことがない方。

●注意事項

◆予約のキャンセル待ちは行っておりません。

◆受講が出来なくなった場合は、必ずキャンセルを行ってください。

◆講師や他の受講者にご迷惑となる様な行為・講習の進行を妨げるような行為をされ、適正な講習が開催できないと判断した場合、受講を辞退していただく場合がございます。ご理解のうえ申込をお願いします。

◆3日間全ての講義を受講いただいて修了となります。

◆1日目の受付開始時刻は9時15分からです。

当日の持ち物

- ①予約確認書（ネットでの予約時の最後に印刷していただくものです。）
- ②筆記用具
- ③運行管理者等指導講習手帳
（手帳のない方は、顔写真1枚（縦3cm×横2.4cm）。写真の裏面に氏名をご記入ください。）
- ④受講料8,900円（お支払方法は現金のみです。）
- ⑤運転免許証その他の本人確認書類
※手帳の再交付をご希望される方は、事前にお問い合わせください。

◆1日目の開講時刻は10時00分からです。

◆2日目・3日目の開講時刻は9時10分からです。

※開講時刻について、各講習日（会場）によって、異なる場合がございます。予約確認書をご確認ください。

◆全日、交通障害以外の遅刻は認めません。（遅延証明をお持ち下さい。）

◆当日朝7時時点で「特別警報」発令の時は3日間の当該講習日のみを延期します。
（後日代替日をご案内します。）

◆その他、特別な事情等が生じたときは、講習を中止する場合もございます。

※運行管理者試験の受験を希望される方は、基礎講習の申込みとは別に「運行管理者試験センター」への受験申請手続きが必要です。

●お問い合わせ先

独立行政法人自動車事故対策機構 大阪主管支所 「指導講習担当」まで
電話 06-6942-2804

自動車事故対策機構からのお知らせ

令和3年度 運行管理者等一般講習開催のご案内（前期）

大阪主管支所が開催する令和3年度前期の運行管理者等一般講習につきまして、以下のとおり開催させていただきます。受講ご希望の方は案内をご一読のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

今後、講習開催地における新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、講習会を中止・延期とさせていただきます。
この場合は、中止・延期の決定前にお申し込みいただいた方の連絡先に、ご連絡いたしますのであらかじめご了承ください。

●開催日・会場等

業態	開催年月日	会場	ネット予約開始日	郵送予約開始日
貨物	令和3年6月2日（水）	大阪府社会福祉会館（501）	令和3年4月15日（木）	令和3年4月22日（木）
貨物	令和3年6月3日（木）	大阪府社会福祉会館（501）	令和3年4月15日（木）	令和3年4月22日（木）
貨物	令和3年6月5日（土）	大阪府社会福祉会館（501）	令和3年4月15日（木）	令和3年4月22日（木）
貨物	令和3年6月18日（金）	天満研修センター（405ホール）	令和3年4月18日（日）	令和3年4月26日（月）
貨物	令和3年7月27日（火）	天満研修センター（405ホール）	令和3年5月27日（木）	令和3年6月3日（木）
貨物	令和3年7月28日（水）	天満研修センター（405ホール）	令和3年5月28日（金）	令和3年6月4日（金）
貨物	令和3年7月30日（金）	天満研修センター（405ホール）	令和3年5月30日（日）	令和3年6月8日（火）
貨物	令和3年9月28日（火）	岸和田市立波切ホール（特別会議室）	令和3年7月28日（水）	令和3年8月4日（水）
貨物	令和3年9月29日（水）	岸和田市立波切ホール（特別会議室）	令和3年7月29日（木）	令和3年8月5日（木）

※ネット予約は、予約開始日の午前0時からご予約頂けます。

●申込方法

自動車事故対策機構（NASVA「ナスバ」）のホームページ <http://www.nasva.go.jp> から、講習予約システムに進んで申込してください。インターネットでのお申込ができない場合は、郵送でのお申込となりますので、次のページの問い合わせ先までご連絡頂きますようお願いいたします。なお、郵送到達時に定員に達していた場合は、ご予約頂けませんのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

●受講料

お一人様：3,200円（消費税・テキスト代を含む）

※講習開催初日 受付時に現金にてお支払いいただきます。

つり銭のないようご協力をお願いします。また、一旦納付された受講料の返金はできません。

●注意事項

◆予約のキャンセル待ちは行っておりません。

◆受講が出来なくなった場合は、必ずキャンセルを行って下さい。

◆講師や他の受講者にご迷惑となる様な行為、講習の進行を妨げるような行為をされ、適正な講習が開催できないと判断した場合、受講を辞退していただく場合がございます。ご理解のうえ申込をお願いします。

◆全ての講義を受講いただいて修了となります。

◆受付開始時刻は9時15分からです。（開講時刻は10時からです。）

当日の持ち物

①予約確認書（ネットでの予約時の最後に印刷していただくものです。）

②筆記用具

③運行管理者等指導講習手帳

※手帳のない方は、顔写真1枚（縦3cm×横2.4cm）、運転免許証その他の本人確認書類をお持ちください。

※手帳の再交付をご希望される方は、事前にお問い合わせください。

③受講料3,200円（お支払方法は現金のみです。）

◆交通障害以外の遅刻は認めません。（遅延証明をお持ち下さい。）

◆当日朝7時時点で「特別警報」発令の時は開催を延期します。（後日代替日をご案内します。）

◆その他、特別な事情等が生じたときは、講習を中止する場合がございます。

大阪府からののお知らせ

自動車税(種別割)の納期限は **▲ 5月31日(月) ▲** です。
納期限までに納めましょう！

☎自動車税コールセンター → ふ ぜ い コール

0570-020156

受付時間 【平日9:00～17:45 / オペレーターによる対応】
【上記以外の時間 / 自動音声案内による対応】
土・日曜日・祝日・年末年始は24時間自動音声案内で対応しています。



©2014
大阪府もすやん

納税通知書等の発送直後や9時台は、つながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。
※このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円でご利用いただけます。なお、通話料金はマイラインの登録にかかわらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。
※お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号(下4桁)」をご確認ください。
※一部のIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7021までお願いします。

○抹消登録(廃車)の手続きを行うまで自動車税(種別割)は課税されます！

運輸支局等に登録されている自動車は、故障や検査有効期限が経過し、自動車を使用していない場合でも、自動車税(種別割)の課税対象となります。

自動車を使用しない場合は、速やかに自動車の抹消登録(廃車)の手続きをしてください。

○自動車税(種別割)はキャッシュレスでも納付することができます！

自動車税(種別割)は、金融機関・コンビニでの納付のほか、クレジットカードや、Pay-easyによる納付も可能です。

また、「PayB」「PayPay」「LINE Pay 請求書支払い」「楽天銀行コンビニ支払サービス」による納付もできます。

詳しくは、府税のホームページ「府税あらかると」をご覧ください。

○納期限までに納めていただけない場合は…

府税を滞納すると督促状の発付等、納税の催告が行われます。それでもなお完納されない場合は、貴重な財源である大切な府税を確保するため、また、納期限までに完納された方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分(差押え等)が行われることとなります。

なお、納期限までに府税を完納されなかった場合は、その滞納額について、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、法律の規定により一定の割合で延滞金がかかります。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、納付が困難である場合には納付を猶予する制度があります。納付が困難な方は、お早めに管轄の各府税事務所・大阪自動車税事務所にご相談ください。

©大阪府財務部税務局徴税対策課

令和3年度 整備管理者選任前研修の実施計画

1. 研修日

第1回	令和3年4月14日(水)	午前の回	第7回	令和3年5月13日(木)	午前の回
第2回	令和3年4月14日(水)	午後の回	第8回	令和3年5月13日(木)	午後の回
第3回	令和3年4月15日(木)	午前の回	第9回	令和3年6月15日(火)	午前の回
第4回	令和3年4月15日(木)	午後の回	第10回	令和3年6月15日(火)	午後の回
第5回	令和3年5月12日(水)	午前の回	第11回	令和3年6月16日(水)	午前の回
第6回	令和3年5月12日(水)	午後の回	第12回	令和3年6月16日(水)	午後の回

2. 研修時間

午前の回	受付時間	8時45分～9時00分(時間厳守)
	研修時間	9時00分～12時00分
午後の回	受付時間	13時15分～13時30分(時間厳守)
	研修時間	13時30分～16時30分

3. 研修場所

大阪運輸支局 2階 大会議室 〒572-0846 寝屋川市高宮栄町12-1

4. 研修対象者

- 道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の規定に基づく選任(実務経験による選任)を予定している者
- ただし原則、大阪府在住の者または大阪運輸支局管内の営業所に所属する者

5. 持参して頂くもの

- QRコード付受講チケット(スマートフォンの表示または印刷の提示)
- 本人確認のための運転免許証等
- マスク

6. 受講申込

大阪運輸支局 保安担当ページ(インターネット予約)
https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/osaka/hoan/hoan_top.html



7. 申込期限

各開催日1週間前の午前0時まで、または定員に達し次第終了

8. 新型コロナウイルス感染症対策のため、次の方の受講をお断りします。

- 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方
- 体温が37.5度以上の発熱や咳など症状がある方
- 14日以内に新型コロナウイルス感染症に罹患した方
- ご自身および同居人に14日以内の海外渡航歴がある方
- ご自身、同居人および身近に感染者がいる、またその可能性がある方

9. その他注意事項

- 上級庁の命令その他の事由により、開催を中止または延期する場合があります。
- 事前の申込がない場合、受講できません。
- 受付時間に間に合わない場合、受講できません。
- 手洗い、マスク着用の咳エチケット、ソーシャルディスタントの確保にご協力をお願いします。

10. お問い合わせ先

大阪運輸支局 検査整備保安部門 保安担当
電話：072-822-4374 メール info-hoan@mlit.go.jp

経営者様・管理者様へ



国土交通省認定

「運輸安全マネジメントセミナー(リスク管理)」のご案内

本セミナーでは、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」で示されている項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用(リスク管理)」について取組事例を交えながらわかりやすく解説します。

※本セミナーは国土交通省より運輸事業者の安全管理体制の構築・強化に有効と「認定」されているセミナー(通称:認定セミナー)です。

開催日時: 令和 3年 5月26日(水曜日) 13:00 ~ 16:30

★開催場所: 近畿陸運協会 大阪支部2階会議室(裏面地図を参照下さい)
寝屋川市高宮栄町12-11

★実施者: 公益財団法人関西交通経済研究センター



(運輸安全マネジメント支援センター)

〒550-0005 大阪市西区西本町1丁目7番2号ウエストスクエアビル9F

電話 06-6543-6291 FAX 06-6543-6295

★開催区分: リスク管理(基礎)

★受講料: 4,000円(資料代を含みます)

★募集人員: 定員は30名です。(定員に達した場合は締め切らせて戴きます。)

申し込み締め切り日は、令和 3年 5月20日(木曜日)です。

★受講済証: 有り(但し、遅刻・早退者には受講済証の交付はできません。)

★新型コロナウイルスの今後の状況によりセミナーを中止させて戴くことがございますのであらかじめご了承下さい。



■本セミナー受講のインセンティブ

- ・地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。(2014年1月24日付け 国土交通省大臣官房、自動車局通達)
- ・この監査インセンティブの適用を希望される場合は、単にセミナーを受講するだけでなく、各事業者様において認定セミナーの内容を活用いただき、その後、国に所定の調査票を提出していただく必要があります。調査票については、セミナーの当日にご説明いたします。
- ・貸切バス事業者の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」、貨物自動車運送事業者の「貨物自動車運送事業安全性評価事業」における加点要素があります。(詳細は各協会へ)

☆ 国のルールに則り、セミナー実施者である(公財)関西交通経済研究センターは、経営管理部門の要員がセミナーを受講された場合は「事業者名、受講者の氏名、受講した認定セミナー」を国に通知します。なお、国への通知を希望されない場合は、申込書の経営管理部門の要員に「該当しない」にチェックを入れて下さい。

◆主催:公益財団法人 関西交通経済研究センター(運輸安全マネジメント支援センター)

国土交通省認定

「運輸安全マネジメントセミナー(リスク管理)」 参加申込書兼受講票

- ① 下記参加申込書の太枠内に必要事項を漏れなくご記入のうえ、公益財団法人 関西交通経済研究センターあてFAXでお申し込み下さい。 受付後、「受講票」をFAXにてお送りします。
- ② 当日は、参加申し込み確認のため本紙「参加申込書 兼 受講票」を受付にご提出下さい。
- ③ 受講料4,000円は、受講当日の受付時に現金でお支払い下さい。

※受講番号
(主催者記入欄)

お申込みFAX番号
06 - 6543 - 6295

★新型コロナウイルスの今後の状況によりセミナーを中止させて戴くことがございますのであらかじめご了承下さい。

貴社の事業の種類 : <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> ハイヤー・タクシー <input type="checkbox"/> トラック	
(ふりがな) 御社名	TEL () - FAX () - E-mail :
ご住所	(〒 -)
(ふりがな) お名前	お役職
経営管理部門の要員に、(<input type="checkbox"/> 該当する ・ <input type="checkbox"/> 該当しない)	

- ※1 認定セミナーの監査インセンティブは、「経営管理部門の要員」が受講した場合のみ適用されます。
- ※2 経営管理部門の要員とは、「現業実施部門(輸送の安全に係る運行、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門)を管理する責任・権限を持つ部門の要員」を意味し、具体的には、経営トップ、安全統括管理者、安全担当役員、安全担当の管理者などが該当します。
- 【個人情報の取扱について】参加申込書にご記入頂きました個人情報は厳正に管理し、本セミナーに関する確認・連絡の通知の際に使用させていただきます。他の目的での利用や第三者へ提供することは一切ございません。



日時 : 令和 3年 5月 26日 (水曜日)
13:00 ~ 16:00
会場 : 近畿陸運協会大阪支部 C棟
2階会議室
寝屋川市高宮栄町12-11

【お問合せ・お申込み先】
公益財団法人 関西交通経済研究センター
運輸安全マネジメント支援センター
TEL : 06-6543-6291
FAX : 06-6543-6295

(公社) 全日本トラック協会からのお知らせ

このたび、トラック関係法令を集約した、「トラック関係法令便覧(改訂5版)」を作成致しました。平成28年に改訂4版を作成後、約5年ぶりの改訂となります。記載の注文書により直接、(株)大成出版社までご注文いただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、令和3年5月末までにご注文された場合は、定価7,480円(税込)のところ、特別価格の6,380円(税込)にてご購入いただけます。

トラック運送事業関係の法令・通達等を搭載した
実務必携書!

改訂5版 トラック関係 法令便覧

図書コード 3418

監修/国土交通省自動車局貨物課

編集/公益社団法人 全日本トラック協会

◆A5判・上製ビニール・カバー巻・1,982頁

◆定価7,480円(本体6,800円+税10%)・送料実費

<本書の目的>

本書は、トラック運送事業の更なる発展を図るとともに、トラック運送事業に係る法制度の理解に供することを目的として刊行いたしました。

<本書の特色>

本書は、関係法令・通達等を体系的かつ、実務に即役立つように編集しています。

また主要法令には、条文ごとにその関係項目等を検索できるように「参照」欄を設けてあります。

内容現在は、令和2年11月18日現在とし、通達等も令和2年11月18日まで収録した最新の内容となっています。

<法令・通達等の検索>

法令・通達等の検索には、巻頭に五十音索引に法令・通達等の件名を、また目次の次に年別通達索引に件名を掲載し、簡便に検索できるようにしています。

 大成出版社

「改訂5版 トラック関係法令便覧」目次<抜粋>

<p>第1編 貨物自動車運送事業法関係 ○貨物自動車運送事業法 ○貨物自動車運送事業法施行規則 ○貨物自動車運送事業輸送安全規則 ○貨物自動車運送事業報告規則 等</p> <p><通達等> 1. 一般 ○貨物自動車運送事業法の執行に関する取扱いについて ○車積載車による事故車両等の排除業務に係る取扱いについて 等</p> <p>2. 監理関係 ○特別積合せ貨物運送等の取扱いについて ○一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について 等</p> <p>3. 運賃関係 ○一般貨物自動車運送事業等の運賃・料金の届出及び変更命令の処理方針について 等</p> <p>4. 消費者物流・運送約款関係 ○標準貨物自動車運送約款 ○標準宅配便運送約款 ○標準引越運送約款 等</p> <p>5. 安全関係 ○貨物自動車運送事業輸送安全規則の運用について ○乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について 等</p> <p>6. 監査関係 ○貨物自動車運送事業の監査方針について 等</p> <p>7. 適正化事業関係 ○地方貨物自動車運送事業適正化事業実施機関の指定について 等</p> <p>8. 報告関係 ○貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱要領について 等</p> <p>9. その他 ○荷主への勧告について 等</p>	<p>第2編 貨物利用運送事業法関係 ○貨物利用運送事業法 ○貨物利用運送事業法施行規則 ○貨物利用運送事業等報告規則 等</p> <p><通達等> 1. 事業許可・登録関係 ○貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について 等</p> <p>2. 運賃・料金、約款関係 ○貨物利用運送事業者の監査等の方針について ○標準貨物自動車利用運送約款 等</p> <p>3. その他 ○貨物利用運送事業法に基づく権限の委任、登録、許可及び認可等の手続き、行政処分の方法並びに報告書類の提出等について 等</p> <p>第3編 道路運送法関係 ○道路運送法 ○道路運送法施行規則 ○土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 ○土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則 等</p> <p>第4編 道路運送車両法関係 ○道路運送車両法（抄） ○道路運送車両法施行規則（抄） ○道路運送車両の保安基準 ○自動車点検基準 ○道路運送車両法関係手数料令 ○自動車の点検及び整備に関する手引 等</p> <p>第5編 施設関係 都市計画法関係 ○都市計画法（抄） ○都市計画法施行規則（抄） ○開発許可に係る特別積合せ貨物運送の用に供する施設の取扱いについて 等</p>	<p>第6編 道路法関係 ○道路法（抄） ○道路法施行規則（抄） ○道路構造令 ○車両制限令 等</p> <p>第7編 道路交通法関係 ○道路交通法 ○道路交通法施行規則 ○自動車の保管場所の確保等に関する法律 ○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則 ○最高速度違反行為に係る道路交通法上の指示の取扱いの変更について 等</p> <p>第8編 労働法関係 ○労働基準法 ○労働基準法施行規則（抄） ○自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 ○労働安全衛生法（抄） ○労働安全衛生規則（抄） ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就職条件の整備等に関する法律（抄） ○労働時間の短縮について ○「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の設置について 等</p> <p>第9編 独占禁止法関係 ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄） ○不公正な取引方法 等</p> <p>第10編 その他 ○運輸事業の振興の助成に関する法律 ○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則 等</p>
---	---	---

発行・発売 株式会社 大成出版社 <https://www.taisei-shuppan.co.jp>

〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11

電話03-3321-4131(代) FAX03-3325-1888

※ 下記、この申込書に限り、特別価格(会員様限定)にてご提供いたします(令和3年(2021年)5月末日まで有効)。

年 月 日

* 注 文 書 * 備考	<p>「改訂5版 トラック関係法令便覧」 冊</p> <p>会員特別価格 定価 6,380 円 (税込み)・送料実費・図書コード 3418</p> <p>〒</p> <p>所在地 _____</p> <p>団体・会社名 _____ 部課名 _____</p> <p>担当者名 _____ 印 _____</p> <p>TEL. _____</p> <p>FAX. _____</p> <p>購読区分 [公用 私人]</p>
---	---

*ご記入いただいたお客様の個人情報は、ご注文いただいた書籍の発送、ご請求等の連絡およびダイレクトメールのお届け等の弊社の営業活動に限って利用し、その目的以外での利用はいたしません。

睡眠時無呼吸症候群 (SAS) スクリーニング検査のご案内

健康起因事故防止に SASスクリーニング検査は必須です

“居眠り”だけじゃない！睡眠時無呼吸症候群の恐ろしさ

- ・寝ていても、脳や体は全然休めていない
- ・心臓、脳、血管に大きな負担

突然の無自覚な眠気
日中の耐え難い眠気



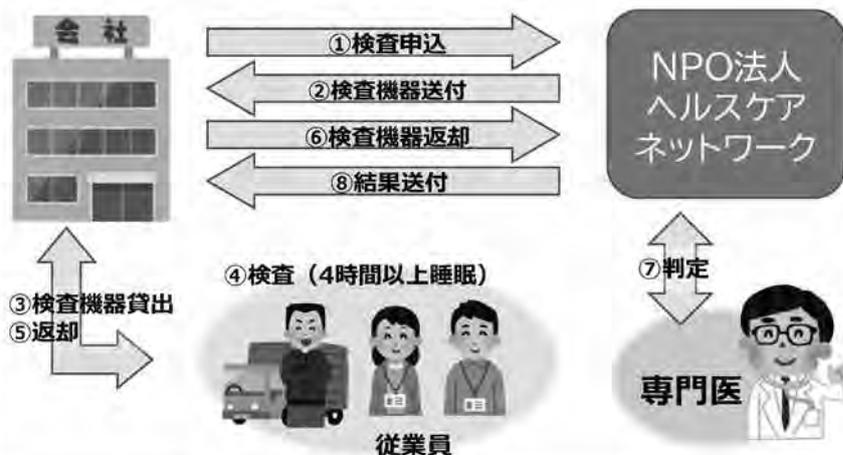
高血圧症
脳卒中
狭心症
心筋梗塞
等



健康起因事故



検査の流れ



料金

2,500円

(お一人当たり・税別)
通常5,000円のところ
トラック協会2,500円 (税別)
の助成金により

パルスオキシメータ
による検査



詳細は専用サイトを
ご覧ください

<https://sas.ochis-net.jp/>



NPO法人 **ヘルスケアネットワーク (OCHIS)**

〒536-0014 大阪市城東区嶋野西2丁目11番2号 大阪府トラック総合会館3階
TEL: 06-6965-3666 FAX: 06-6965-5261 E-mail: sas@ochis-net.com



自動車共済新規獲得キャンペーンを実施中

4月1日～9月30日

新しい組合員さんをご紹介ください。

新型コロナウイルスの感染拡大により、貨物運送業界の景気動向は生産活動の低迷により全体として大幅に悪化しており、感染の収束が見通せないなか、先行きについても懸念され、非常に厳しい状況にあります。

こうした厳しい状況のもと、当組合においても、減車や休車、休業などにより、自動車共済契約台数が、前年に比べて下回っている現状にあります。

一方で、コロナ危機による社会経済の変動のもとで損保会社との競争が激化しており、これまで以上に積極的な営業アピールを強めて契約推進活動を図ってまいります。

そこで、今年度も新規契約の獲得キャンペーンを実施し、積極的な新規契約勧誘活動をすすめております。当組合では協同組合のメリットを生かして皆さまの経営の一助となるよう努力してまいりますので、ぜひ当組合の自動車共済契約をご検討願います。

キャンペーンの内容

期間中の新規契約について、事業者数(2件以上)部門、自動車共済掛金(20万円以上)部門のそれぞれ上位3地域に対して副賞を添えて表彰します。

また、特賞として、新規事業者紹介1件成立につき、選べるギフト(6,000円相当)を贈呈します。

共済オリジナルの自動車掛金が魅力です!
(保険料)

事業者数(2件以上)	掛金	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円
1件あたり平均	45,620円	4,700円	86,330円	136,850円	
1件あたり平均	24,370円	2,500円	45,920円	72,790円	

近畿共済では、平成29年度から平成30年度までの期間、自動車共済の掛金を削減し、事業者の負担を軽減しています。

近畿共済では、平成29年度から平成30年度までの期間、自動車共済の掛金を削減し、事業者の負担を軽減しています。

近畿共済では、平成29年度から平成30年度までの期間、自動車共済の掛金を削減し、事業者の負担を軽減しています。

ご契約を検討されている方は、下記までお気軽にご連絡ください。当組合スタッフがすぐに掛金のお見積りをいたしますので、現在ご契約されている自動車保険証券等の資料をご用意ください。

自賠責共済契約獲得キャンペーンも実施中

4月1日～9月30日

同時に、自賠責共済契約拡大をはかる目的でキャンペーンを実施しています。期間中に、新規自賠責共済契約獲得件数の上位10代理店に対して景品を進呈します。また、特賞として、新規自賠責共済代理店の紹介1件成立につき景品を進呈します。

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています
近畿共済の自動車共済・自賠責共済をご利用ください

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、契約サービス課06-6965-2824まで

D.K 大貨健保のページ

健康保険被扶養者現況報告書のご提出

ありがとうございました

皆さまのご協力により、令和2年度の被扶養者現況確認が完了しました。

この現況確認は、家族の方が健康保険の被扶養者としての基準を満たしているかを再確認するもので、厚生労働省より毎年実施することが義務付けられています。

これは皆さまからお預かりした保険料を適正に使用するためにも大変重要なものです。

今後とも協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

被扶養者に該当しなくなったときには届出が必要です！

健康保険の被扶養者に該当しなくなったときは、「被扶養者(異動)届」をご提出ください。
その際、必ず健康保険証の返却をお願いします。

就職した場合

就職先の健康保険に加入した場合、当健保に被扶養者抹消の届出をしないと、被扶養者のまま二重で健康保険に加入してしまうことになります。



年間収入が 130万円以上(※)になる場合

パート収入などが年間130万円以上になる場合は、被扶養者に該当しなくなります。

※60歳以上の人または障害者の場合は、年収「130万円以上」が「180万円以上」となります。



扶養の認定等については、業務係 適用担当 ☎06-6965-4051 へお問い合わせください。

大貨特退共のページ

【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入（1,000円から500円きざみで選択可能）
- ★労務対策としても好適

『給付表』

口数 月額 掛金	2口	4口	6口	8口	10口	20口	30口	40口	60口
加入年数	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に○印をご記入のうえ
FAXにてご返信ください

- ① 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
一般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会
電話 06-6965-2230
FAX 06-6965-2231

- 委託保険会社（委託割合）
住友生命保険相互会社(64.3%) [事務幹事]
日本生命保険相互会社(31.2%)
明治安田生命保険相互会社(4.5%)

委託保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの委託割合（平成14年7月4日現在）による保険契約上の責任を負います。（委託会社および委託割合は変更されることがあります。）

この頁をコピーしてそのままFAX下さい



トラ坊のご存知ですか？

「特殊車両通行許可」 誘導車の配置条件の合理化について

施行日：令和3年3月29日

令和3年3月29日以降、①誘導車の運転には国土交通省が定める講習の受講が必要となり、②特殊車両の前後に必要なであった誘導車の配置が、基本的に前方又は後方の1台になりました。また、「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」を作成し、誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化されました。

国土交通省

特殊車両の誘導車の配置条件の合理化について

物流業界における人手不足の解消や生産性の向上を後押しするため、特殊車両の運転者と講習を受講した誘導車の運転者の緊密な連携を前提に、道路の構造の保安や交通の安全の確保を図りつつ、通行条件を合理化。

見直しの主な内容

○誘導車の配置

《現行》

	通行条件の内容
橋梁等 (重量C・D条件)	前後2台の誘導車を配置
交差点、トンネル等 (寸法C条件)	前後2台の誘導車を配置

※誘導車の具体的な役割は不明確。

○誘導車の運転者

《現行》

運転者	誰でも可
-----	------

↓

ガイドラインを策定し、誘導車の役割や誘導方法、特殊車両の通行方法等を明確化
→ これまで2台に期待されていた役割を1台で果たすことが可能に

↑

	通行条件の内容
橋梁等 (重量C・D条件)	後1台の誘導車を配置 (D条件の場合、すれ違い等の際、一時停止)
交差点、トンネル等 (寸法C条件)	前1台の誘導車を配置

※国交省がオンライン上で提供等

- 特殊車両を運転するドライバーの方へ
 - ・通行条件の見直しにより、特殊車両の通行方法も明確化しました。
 - ・特に、条件の付いた橋梁等に進入する際には、自ら前方の他の車両との距離を十分に確保する等して、同一径間内を他の車両と同時に通行しないことが必要です。
- 誘導を他の事業者に外注する方へ
 - ・通行が終了するまでの間、以下の方法等により、誘導車の運転者の受講修了を必要に応じて確認できるようにして下さい。
 - 受講修了書の写しを事前に提出させ、控えておくこと。
 - 誘導車の運転者が、本人の受講修了書を携行していることを確認しておくこと。
 - ※取締時等において確認できない場合は、通行条件違反となります。
- 誘導車を運転するドライバーの方へ
 - ・誘導車を運転する前に、国土交通省が無償で提供するオンライン講習等の受講が必要です。

『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

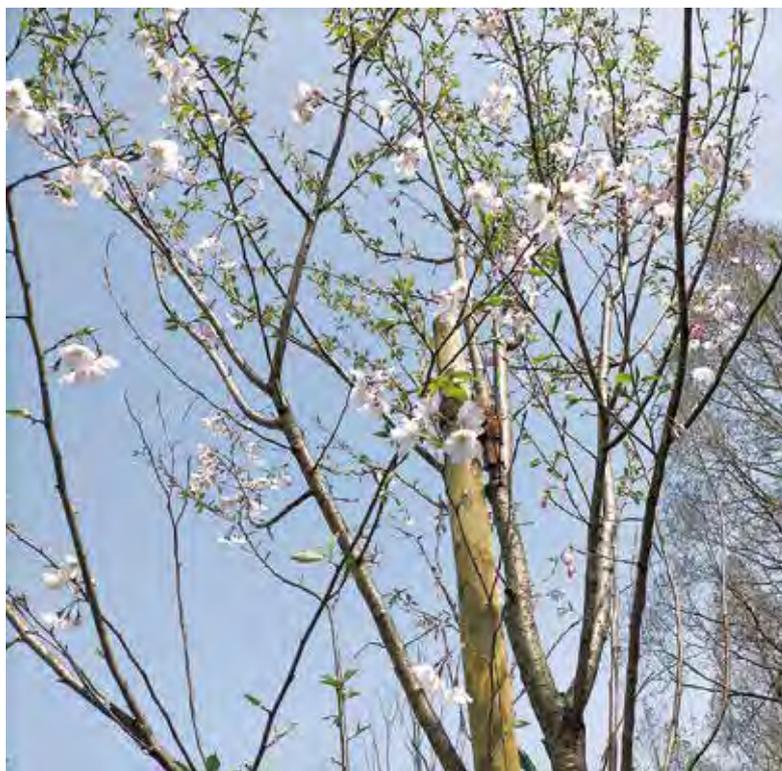
URL： http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf

『国土交通省が定める講習一覧』 URL： <https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijoken/koshu/>

国土交通省道路局 道路交通管理課 車両通行対策室

TEL：(03) 5253-8111 (内線 37432・37436) 直通 03-5253-8483

第18回「トラックの森」植樹式で 植樹の桜(ジンダイアケボノ)が開花



(公社)全日本トラック協会と(一社)近畿トラック協会が昨年10月8日に、大阪市鶴見区の花博記念公園鶴見緑地で開催した第18回「トラックの森」植樹式で植樹した、桜の木(ジンダイアケボノ)10本のうちの2本がこの春、鮮やかに開花しました。

植樹式は公園内のパーゴラ広場にて、(公社)全日本トラック協会 坂本克己 会長、(一社)近畿トラック協会 辻卓史 会長ら、出席の関係役員により行なわれたもの。

植樹式から半年が経ち、2本の開花となりましたが、残りの木についても今後健やかに育ち、翌年以降開花することを期待し、植樹した関係者の思いとともに、20年後、30年後には立派な木に成長することを願います。

第18回「トラックの森」植樹式の様子(令和2年10月8日)



近畿地区軽油価格調査集計表(2021年2月分)

全ト協調ベ

※消費税抜き価格です

■単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	99.20	89.40	97.56

■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	95.26	88.65	100.6
出光昭和シェル	101.03	90.06	92.78
キグナス		89.70	
コスモ	99.50	87.99	101.00
その他の	101.85	90.19	95.65

■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	99.46	89.97	98.51
30～50キロリットル未満	93.90	87.63	90.48
50～100キロリットル未満		88.68	96.50
100キロリットル以上		86.89	

■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	99.84	89.08	98.20
30～60日未満	99.33	88.92	97.16
60日以上	92.90	94.43	99.95

■軽油価格推移表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2020年10月	88.65	79.02	88.56
2020年11月	88.84	77.90	87.35
2020年12月	90.49	82.21	93.25
2021年1月	94.69	85.53	93.94
2021年2月	99.20	89.40	97.56

軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり)

(2021年2月度)

大ト協調ベ

※消費税抜き価格です

項目	スタンド買い		ローリー買い	
	平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
エネオス	100.1	90.1	89.7	86.7
出光	99.7	90.5	89.0	87.0
昭和シェル	102.5	95.5	87.3	85.7
モービル	97.0	97.0		
エッソ			90.0	84.1
ゼネラル				
キグナス				
コスモ	99.9	90.0	89.8	86.0
その他の	99.5	91.5	90.2	86.5
全社	(加重平均値)99.9	(最低価格)90.0	(加重平均値)89.3	(最低価格)84.1

府下営業用トラック増・減車状況

(最近3カ月)

	増・減車区分	事前届出					
		件数			台数		
		12月	1月	2月	12月	1月	2月
特別積合せ	増車	12	24	21	42	44	60
	減車	22	33	14	51	65	55
一般	増車	(6)499	(6)413	(7)514	(26)816	(26)704	(35)884
	減車	499	428	449	804	677	664
特定	増車	0	0	0	0	0	0
	減車	0	0	0	0	0	0
合計	増車	(6)511	(6)437	(7)535	(26)858	(26)748	(35)944
	減車	521	461	463	855	742	719

◎運行管理者等指導講習業務

(令和3年2月末現在)

年月	区分	一般講習			基礎講習		特別講習		
		開催回数	受講者数と区分		開催回数	受講者数	開催回数	受講者数	
			運行管理者	補助者等					計
令和3年2月		3	212	27	239	0	0	1	15
令和2年度累計		30	1,564	298	1,862	7	381	4	56

◎適性診断業務

(令和3年2月末現在)

年月	区分	受診者数						合計
		任意		義務				
		一般	特別	初任	適齢	特定I	特定II	
令和3年2月		792	0	356	52	9	0	1,209
令和2年度累計		8,052	9	4,158	503	70	0	12,792

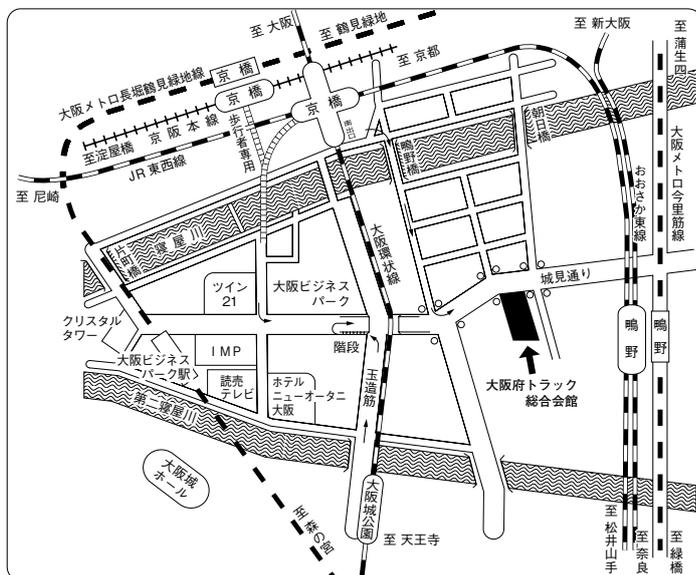
🌸 お悔やみ申し上げます 🌸

エス・ワイ物流(株) (大東市三箇4ノ12ノ23サンユウ
ハイツ202号=東北支部) 社長 ご尊父 飯原正數
殿、3月5日死去、72歳。葬儀は家族葬にて執り行
なわれた。

東洋運送(株) (枚方市出口1ノ427ノ1=西支部) 会
長 加藤泰男殿、3月31日死去、74歳。葬儀は家族
葬にて執り行なわれた。



大阪府トラック総合会館



● 交通のご案内 ●

- JR大阪環状線・・・・・・
「京橋」南出口徒歩約10分・
「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東西線・・・・・・
「京橋」南出口徒歩約10分・
「鳴野」徒歩約15分
- JRおおさか東線・・・・・・
「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線・・・・・・「京橋」徒歩約15分
- 大阪メトロ長堀鶴見緑地線・・・・
「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分・
「京橋」徒歩約20分
- 大阪メトロ今里筋線・・・・・・
「鳴野」徒歩約15分

今月の 「Let's Try Cooking 1. 2. 3」

学校法人行吉学園 発行
神戸女子大学・神戸女子短期大学食物研究会 編集
「食物と健康」No.170 より掲載
<http://www.yg.kobe-wu.ac.jp>



●コンビーフ入りコロッケ

【材料】1人分3個分

じゃがいも	80 g
コンビーフ	20 g
玉葱	50 g
小麦粉	8 g
卵	8 g
パン粉	8 g
揚げ油	8 g

【作り方】

- ① じゃがいもの皮をとり、水から茹で、茹であがったら粉吹きにして熱い間に素早くマッシャーでつぶす。
- ② 玉ねぎはみじん切りにし、透明になるまで炒めておく。
- ③ ①の中にコンビーフと②を入れ、手早く混ぜ、1人3ヶに丸める。
- ④ ③に、小麦粉、溶き卵、パン粉の順につけ、180℃の油で色よく揚げる。



【栄養 DATA / 1人分】

エネルギー	265kcal	食物繊維	2.4g
たんぱく質	8.8g	ビタミンB ₁	0.12mg
脂質	12.2g	食塩相当量	0.5g



編集室から

今回取材に協力していただいた株式会社優輪商事さんは、若いドライバーさんや従業員さんが多く在籍しており、職場には笑顔があふれ、役員の方を含め、上下関係なく仲が良く、川東副社長のお話からも従業員のことを大切にしている印象を受けました。また、取材を受けていただいたトラガールのお二人もトラックドライバーとして誇りを持ち、お仕事をされていました。今後も近畿大学と提携したデザイントラック等、様々な取組を行なう優輪商事さんに注目です！今回、取材に協力いただきました川東副社長、塩崎参与、小野田さん、足立さん、そして株式会社優輪商事の皆様、ありがとうございました。

令和3年度 トラック広報連載企画 『コロナに負けない！トラック運送業界』 取材協力をお願い

トラック広報では、今まで連載企画として、「大阪のトラガール（平成30年度）」、「我が社の取り組み（令和元年度）」、そして令和2年度は「活躍する若手ドライバー」と題しまして、会員事業者で入社3～5年の35歳以下の若手ドライバーにインタビューさせて頂き、連載企画して掲載してまいりました。

令和3年度のトラック広報（令和3年4月号～令和4年3月号）の連載企画では、コロナ禍においても、物流を止めることなく、エッセンシャルワーカーとして社会経済と生活のライフラインのトラック運送業界の魅力を発信する特集記事の掲載を予定しております。

現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済・生産活動の低迷により、一時的に多少緩和しておりますが、トラックドライバー不足はトラック運送業界の構造的な問題であり、トラックドライバーの高齢化と若手トラックドライバーを中心とした人材不足は深刻な課題です。

そういった中、下記のような各会員事業者のさまざまな特色について取材し、各会員事業者の人材確保の取り組み等について情報共有するとともに、トラック運送業界の魅力を対外的に発信できるような特集をしてまいりたいと思います。

つきましては取材にご協力いただける会員事業者様を募集させていただきますので、下記によりFAXにてご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。（ご応募頂きました事業者様には事務局よりお電話させていただきます）

※取材内容については、今年度は限定せずに、下記のようなさまざまな内容について社長やドライバーにインタビューさせていただきたいと思います。また、取材の最後には、コロナ禍の中、トラック運送業界を明るくするような企画もお願いさせていただくことも予定しております。

記

【募集する内容（例）】

- ・活躍する若手トラックドライバーや女性トラックドライバー（トラガール）
- ・我が社の優れたトラックドライバー（コンテスト等で入賞や表彰）
- ・珍しい経歴のトラックドライバー（元スポーツ選手・元若手芸人など）
- ・親子、兄弟で活躍するトラックドライバー
- ・珍しいものを運んでいるトラック運送事業者
- ・特色ある人材確保の取り組みをしているトラック運送事業者
- ・地域社会等との連携に力を入れているトラック運送事業者（地域イベントへの参加・スポーツ団体との連携など）
- ・カッコいい特徴のあるトラックや、特色のある施設を保有しているトラック運送事業者
- ・その他、内容問わず募集

（一社）大阪府トラック協会 企画室 宛

FAX：06-6965-4019

貴社名 _____ 所属支部 _____ 支部

取材内容（具体的にご記入下さい）_____

※例 親子3代で活躍している新人ドライバー

担当者名 _____ 電話番号 _____

お問い合わせ先 TEL：06-6965-4001（一社）大阪府トラック協会 企画室

「標準的な運賃」に係る荷主向け周知について

このたび、令和2年4月24日に告示された「標準的な運賃」について、近畿運輸局、近畿経済産業局、各府県労働局の三者連名による荷主への協力要請文書とパンフレットを、約7000社の荷主企業に送付いたしました。

また、令和3年3月26日付 日経新聞大阪版の12面に下記の新聞広告を掲載いたしました。

「標準的な運賃」は、令和6年度から適用される働き方改革への対応に必要不可欠であり、また、荷主の理解と協力が重要となっておりますが、「標準的な運賃」の届出がまだの会員様におかれましては、ぜひご検討いただきますよう併せてよろしくお願い申し上げます。

状況下に置かれてもなお、どうしても止まらないトラックドライバーの現状をご理解頂たく、この度はお知らせさせて頂きます。新型コロナウイルス感染が拡大するなかでも、トラックドライバーはエッセンシャルワーカーとしての責務を全うし、経済活動を止めないために日々、精進を続けております。しかしながら、少子高齢化や労働環境の厳しさ故に慢性的なドライバー不足に陥っております。こうした状況を打ち破るため、国土交通省は貨物自動車運送事業法に基づき、令和2年4月、「標準的な運賃」を告示しました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して継続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨にご理解頂き、ご協力くださいますよう。

全方位をお願い申し上げます。

一般社団法人 大阪府トラック協会
OSAKA TRUCKING ASSOCIATION

大阪 981
ビル 8-81

日本のトラックドライバーよ、進め。

「標準的な運賃」説明会を開催



大阪府トラック協会は3月2日と3日の各日3回の合計6回、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて、「標準的な運賃」説明会を開催、会員事業者から合計116名が参加した。

説明会では、大阪府トラック協会事務局職員から、改正貨物自動車運送事業法に基づく「標準的な運賃」の概要や、記入例に基づき届出書の記入方法について説明を行なった。



トラ坊
(一社)大阪府トラック協会
シンボルキャラクター

「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。

編集・発行人 一般社団法人 大阪府トラック協会
専務理事 滝口 敬介

4月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会
大阪府警察本部交通部

春の全国交通安全運動

令和3年4月6日(火)～15日(木)

♡ 大阪重点 信号遵守の徹底

♡ 全国重点

- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 自転車の安全利用の推進
- 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

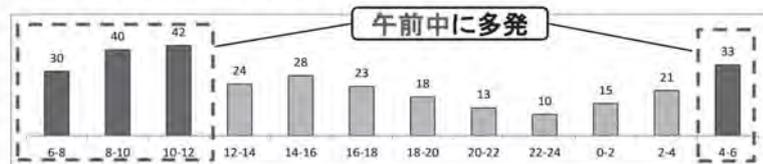
4月10日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

死亡事故の約4割が業務中・通勤中に発生!

(過去5年間の統計によるもの)

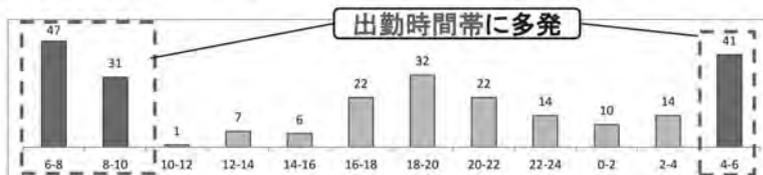
業務中はもちろん、マイカーでの出退勤時の事故でも、事業所に責任が及ぶ場合があるため、朝礼や点呼時などを利用して、交通事故防止の指導に取り組みましょう!

○ 業務中関連～全体の42%(297件/700件中)



(業務中関連とは、1当又は2当のいずれかが業務中の事故を示す)

○ 通勤中関連～全体の35%(247件/700件中)



(通勤中関連とは、1当又は2当のいずれかが出勤中・退勤中の事故を示す)

カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

事業用貨物自動車の交通事故発生状況

● 各年の12月末までの確定値

区分 \ 年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
件数	2,164	2,144	2,000	1,892	1,677
死者数	19	21	21	20	17
負傷者数	2,666	2,684	2,514	2,321	1,970

● 各年の2月末までの確定値

区分 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
件数	300	271	262	278	239
死者数	3	5	2	3	2
負傷者数	360	363	310	329	276

● 各年の2月中の確定値

区分 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
件数	172	133	137	151	122
死者数	1	3	2	3	1
負傷者数	211	177	158	185	138

注：件数は事業用貨物自動車1当となった事故件数、死傷者数はその事故により生じた全死傷者数を計上。

通 報

大ト協第4号
令和3年4月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

自動車安全運転センターが交付する 「運転記録証明書」発行手数料の助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、無免許運転等による交通事故防止対策として、自動車安全運転センター大阪府事務所における「運転記録証明書」発行手数料につきまして、令和3年度においても、下記のとおり、助成を実施することといたしましたのでご案内申し上げます。

つきましては、本案内をよくご覧のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両の運転者が「運転記録証明書」を自社（代理人申請）にて取得する場合に限る。

2. 助成額

「運転記録証明書」発行手数料（1件当り 670円）

※申請・交付等に係る郵送料・交通費などは各社にてご負担下さい。

3. 助成期間

令和3年4月1日（木）～ **令和3年6月30日（水）**

※ 上記期間に、自動車安全運転センターで運転記録証明書の申請が受理されたものに限ります。（郵送の場合は必着）

※ ただし、予算上限に達した時点で終了となります。

※ **なお、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストの申込み分については別途助成いたします。コンテストの詳細については後日、ご案内いたします。**

4. 助成方法

(一社)大阪府トラック協会専用の交付申請書にて申請することにより、各社は手数料を納付することなく取得できます(後納扱いとなり、大ト協に対し一括請求されます)。申請先は**自動車安全運転センター大阪府事務所(住所は下記記載のとおり)**に郵送もしくはご持参し、ご申請下さい。

※(一社)大阪府トラック協会専用の交付申請書はトラック協会各支部または本部にてお受け取りください。(FAX・郵送での対応はいたしかねます)

※申請書は大阪府トラック協会のスタンプが押された原本のみ有効で、コピーされた用紙(カラーコピー等も含)での使用は不可です。必ず大阪府トラック協会でお渡しの原本を使用してください。

※年度毎に申請書に変更がありますので、必ずトラック協会各支部または本部にて申請書をお受け取りください。

5. その他

個人情報の保護等については十分ご注意ください。なお、運転記録証明書取得ならびに利用によるトラブル等について、当協会は責任を負いかねますのでご了承ください。

6. 問い合わせ先

<助成に関するお問い合わせ先>

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部
TEL.(06)6965-4033

<発行・申請等に関するお問い合わせ先>

〒571-0033
門真市一番町23-16 (大阪府警察本部門真運転免許試験場内)
自動車安全運転センター大阪府事務所
TEL.(06)6909-5821

令和3年度 初任運転者に対する「安全運転の実技」 研修の実施について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、運転者を新たに雇い入れた事業者に対し安全確保、事故防止等の観点から、指導項目のうちの1項目である「安全運転の実技」について、運転者向けの研修を実施いたします。

つきましては、新規に運転者を雇い入れた事業者におかれましては、この機会にぜひご利用いただきますようご案内いたします。

なお、この研修につきましては、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条に基づく初任運転者に対する特別指導ではないことを申し添えます。

記

1. 研修対象者

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者

2. 研修会場

堺自動車教習所（堺市堺区神南辺町4-124-1）

3. 研修内容（教習車は中型（5.5t）、準中型（2t）の選択となります）

- ・安全運転実車走行（基本走行）約1時間
- ・安全運転実車走行（応用走行）約2時間

※開始から終了まで約3時間かかります。

4. 研修受講料

中型：26,400円、準中型：23,100円

※ 未受講時のキャンセル料等は各社の負担となります。

5. 助成額

助成額につきましては研修受講料の1/2（中型：13,200円、準中型：11,550円）となります。

※ただしドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

6. 研修受講予約の受付期間

令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）

※ただし、予算上限に達した時点で終了となります。（締め切りの際は大ト協ホームページTOPICS欄にてご案内いたします）

7. 研修受講予約以降の流れ

- ① 堺自動車教習所に直接ご連絡いただき、受講予約を行ってください。
予約が完了しましたら、別添の「安全運転の実技」研修の申込書（受講票）をFAXで提出してください。

<受講予約・申込先>

堺自動車教習所 TEL (072) 227-6620

FAX (072) 221-6403

（平日9:30～20:00、土日祝9:30～18:00 年末年始以外無休）

- ② 研修受講終了後、様式1（初任運転者安全教育訓練助成金交付申請書）に必要書類（修了証の（写）、領収証の（写）、様式2（暴力団等の排除に関する誓約書））を添えて大阪府トラック協会にすみやかに提出してください。**（令和4年2月28日（月）締め切り）**

※提出先（郵送可）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

8. 助成（利用）制限

大阪府下事業所在籍の従業員に限る。

9. お問い合わせ先

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL (06) 6965-4033

堺自動車教習所へのアクセス



所在地 堺市堺区神南辺町4丁124-1

電話 072-227-6620

南海本線 堺駅 西出口(ホテル アゴーラリージェンシー側)を出てください。
ボーリング場(ラウンドワン)の信号を含め、3つ目(北公園前)を左折
100メートルほどで左側が教習所です。

「安全運転の実技」研修の申込書(受講票)

堺自動車教習所 殿		申込年月日	令和	年	月	日			
事業者名	Ⓜ								
支店名・営業所名									
会社所在地	〒 ー								
電話・FAX番号	電話	()	FAX	()					
申請責任者	役職	氏名							
教習車 (選択するものに○)	中型(5.5t) ・ 準中型(2t)								
研修受講者	ふりがな								
	氏名								
	緊急連絡先 (携帯電話等)								
	受講希望日	令和	年	月	日()	午前・午後	:	~	:
	現有免許 (いずれかに○)	普通	準中型 (5t限定)	準中型	中型 (8t限定)	中型	大型		
注意事項	<p>1. 受講開始()分前に、本申込書(受講票)を受付にてご提出ください</p> <p>2. 運転に適した服装でお越しください</p> <p>3. 運転免許証を必ずご持参ください(路上走行することがあります)</p> <p>4. 当日、指導教官から酒気帯びと判断された方は受講できません。また、受講料も返金できませんので前日からの体調管理にご注意ください。</p> <p>5. その他</p>								

堺自動車教習所 FAX (072)221-6403

準中型車両・中型車両 安全運転研修プログラム(3時限)

時刻	項目	内容	備考
	オリエンテーション	① 研修目的説明 ② プログラム内容説明 ③ 注意事項説明(運転免許証の確認含む)	10分
	所内走行	① 慣熟走行 ・ 所内外周及び幹線コース走行 ② S・クランクコース走行 ・ 前進及び後退での走行 ③ 方向変換・縦列駐車・あい路走行 ・ 後退誘導も含めた車体、車輪感覚(内輪差の理解)	40分
	一般道路走行	① 市街地走行 ・ 遵法運転 ・ 住宅街における車体感覚及び危険予測 ・ 振出し確認の重要性 ・ 安全な交差点通行(右左折方法含む)	80分
	まとめ	○ 講評	10分
	終了	○ 解散	

※ 休憩は状況により、適時確保いたします。

※ 現有免許により、安全運転研修プログラムの変更があります。

(様式 1)

所属支部 _____ 支部
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

〒 _____

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

担当者名 _____

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

令和3年度 初任運転者安全教育訓練助成金交付申請書

標記、初任運転者安全教育訓練を受講し修了いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (中型 @13,200 円× 名分)

(準中型 @11,550 円× 名分)

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別 (当座・普通) 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

3. 受講者一覧

No.	受講者名	所属営業所名・所在地 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日及びコース
記入例	〇〇 ××	本社営業所 (所在地 大阪市)	令和3年 4月 1日 (中型・準中型)
1		(所在地)	令和 年 月 日 (中型・準中型)
2		(所在地)	令和 年 月 日 (中型・準中型)
3		(所在地)	令和 年 月 日 (中型・準中型)

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

必要書類 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

① 暴力団排除の誓約書 (様式2)

 ←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

② 修了証 (写) ③ 領収証 (写)

※ただし、ドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

(様式 2)

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

※貴社印（丸印）を押印してください

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

通 報

各 位

大ト協第6号
令和3年4月

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

高卒採用の実務セミナーの開催について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、トラック運送業界では人材不足、とりわけ若手人材の不足が課題となっておりますが、若手トラックドライバー等の人材を確保するためには、効果的な高校生の新卒採用への取組みも重要になってきます。

そこで、高校生の新卒採用を検討されている事業者等を対象に、標記セミナーを下記により開催することといたしました。

つきましては、是非この機会にご参加いただき、若手人材確保の一助としていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 開催日時 令和3年5月24日(月) 午後2時～4時
2. 開催場所 エル・おおさか(大阪府立労働センター) 本館6階 大会議室
540-0031 大阪府中央区北浜東3-14
3. 内 容 高校生の新卒採用を行なったことがない事業者や今後新卒採用を検討している事業者等を対象に、採用活動を行なう上での基礎的な流れ、求人票の書き方、学校訪問の手法について、高校新卒者の採用を実施している企業の実例の紹介や、ワークを交えながら講義を行ないます。
4. 講演テーマ 講演①高卒採用の手順を確認しよう
講演②高校生に選ばれる求人票とは! ?
ワーク:求人票を書いてみよう
講演③効果的な学校訪問を考える
ワーク:訪問スケジュールを組んでみよう
株式会社アッテミー 代表取締役 吉田優子 氏
5. 定 員 80名(先着順とします)

6. 申込み 令和3年5月17日(月)までに別紙に必要事項をご記入の上、FAX
(06-6965-4019)でお申し込み下さい。

7. 共催 OSAKAしごとフィールド中小企業人材支援センター

8. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

- ・受付時にアルコール消毒と体温の検温にご協力をお願いします。
- ・講習中は、会場の換気のため、窓を開けさせていただく場合がございます。
- ・手洗いや咳エチケットの励行など一般的な感染対策の徹底をお願いします。
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合や、新型コロナウイルスに罹患し治癒していない場合は受講をお控えください。
- ・受講の際は、マスクを着用してください。

※今後の感染拡大状況によっては、急な中止となる可能性がございます。

9. お問い合わせ 一般社団法人大阪府トラック協会 企画室 Tel 06-6965-4001

【会場アクセス】



令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
企 画 室 行

高卒採用の実務セミナー参加申込書

令和3年5月24日(月)開催の標記セミナーに

下記のとおり申し込みます。

事業者名 _____

受講者氏名 _____

所属支部 _____ 支部

会社住所 _____

連絡先 _____

FAX (06-6965-4019) でお申し込みください。

※先着順、定員80名に達し次第締め切ります。

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

令和3年度 あおり運転防止セミナーの開催について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご高配を賜わり誠にありがとうございます。

さて、あおり運転を「妨害運転」と規定して厳罰化された改正道路交通法（2020年6月30日施行）ですが、2020年末までの半年間に58件の摘発がありました。過日発表された、事業用自動車総合安全プラン2025の事故削減目標の達成に向けて、このセミナーでは、あおり運転を防止するための「感情コントロール」の方法を知り、実際に「むかつく」等の場合の対処案を考察します。

みなさまにおかれましては、ご多用のこととは存じますが、事故防止に向けて、お練り合わせのうえ是非ともご参加賜わりますようお願いいたします。

記

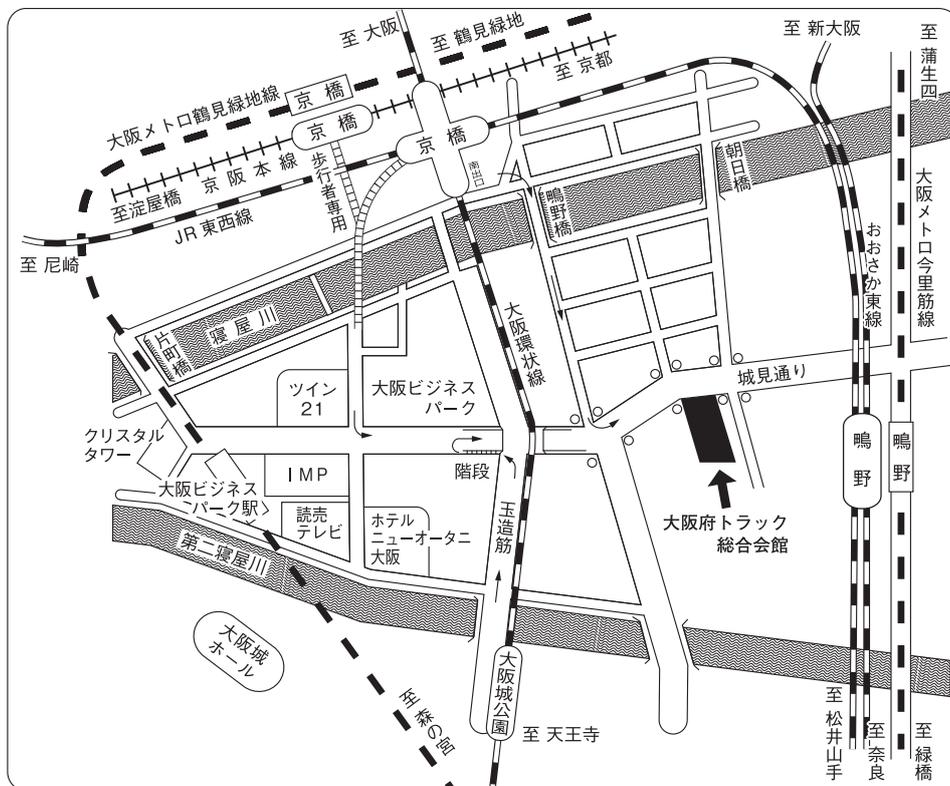
- 日 時 **令和3年6月1日(火) 午後1時30分～午後4時 (40名)**
令和3年6月2日(水) 午後1時30分～午後4時 (40名)
- 場 所 大阪府トラック総合会館 6階 601号室
- 講 師 SOMPOリスクマネジメント株式会社ご担当者
- 内 容 あおり運転をする原因は何なのか、それはどのようにすれば防げるのか、という観点から「感情コントロール」の方法により「むかつく」「あせる」場合の対処案を考察し、あおり運転の防止につなげていきます。
○第1部：セミナー（2時間程度）
○第2部：質疑応答ならびにアンケート記入他（30分程度）
- 申込方法 **令和3年5月21日(金) まで**に別紙申込書によりFAXでお申し込みください。
- その他
 - ・本セミナー受講でGマーク（令和3年7月申請分）の加算対象となります。
 - ・公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
 - ・受講の際はマスク着用にご協力のほど、よろしく願いいたします。また、発熱、咳、倦怠感など風邪症状のある方の受講はお断りいたします。
- お問合せ 一般社団法人大阪府トラック協会 「交通・環境部」
TEL (06) 6965-4033

令和3年度 あおり運転防止セミナー 参加申込書

希望日時 (ご希望の日程に✓を お願いします)	<input type="checkbox"/> 令和3年6月1日(火) 午後1時30分～午後4時 <input type="checkbox"/> 令和3年6月2日(水) 午後1時30分～午後4時 大阪府トラック総合会館 6階 601号室		
事業者名	(支部名)		
営業所名	営業所 ※社内呼称ではなく正式名称でお書きください。		
参加者	氏名1		氏名2
連絡先	TEL		FAX
住所			

1事業者の定員は2名までとさせていただきます。

大阪府トラック総合会館



交通のご案内

JR「京橋駅南出口」下車徒歩約10分

JR「鳴野駅」下車徒歩約15分

大阪メロ「大阪ビジネスパーク駅」下車徒歩約10分

京阪「京橋駅」下車徒歩約15分

通 報

大ト協第9号
令和3年4月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

「適性（一般）診断」受診料助成について （ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、下記の助成対象機関で実施しておりますみだしの「診断」に係る経費につきまして、令和3年度も下記のとおり助成を実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、適性診断の「特別診断・初任診断・適齢診断・特定診断Ⅰ・Ⅱ」の受診料ならびに運行管理者の「一般講習・特別講習」の受講料についての助成はいたしませんので、従来どおり各社にてご負担いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両運転者に「2. 助成対象機関」において適性診断（一般診断）を受診させる場合に限る。

2. 助成対象機関

- ・独立行政法人自動車事故対策機構 近畿各支所（滋賀県を除く）
- ・ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
- ・大阪都島自動車学校
- ・堺自動車教習所
- ・大阪香里自動車教習所
- ・エムケー物流株式会社

3. 助成額

受診者1名あたり2,400円（税込み）

4. 助成期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

※ただし、予算上限に達した時点で終了となります。（締め切りの際は大ト協ホームページにてご案内いたします。）

5. 申込方法

各実施機関専用申込書で受診することにより、当日受診料を支払う必要はありません。(後納扱いとなり、大ト協に対し一括請求されます。)

●独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

- ①独立行政法人自動車事故対策機構のホームページより受診のお申し込みをしてください。申し込みの際はIDとパスワードが必要となりますので、初めて受診される際は、自動車事故対策機構にお問い合わせ下さい。
 - ②トラック協会各支部にて「事故対策機構」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)
 - ③受診当日、受診者本人が上記「適性診断受診申込書」を「事故対策機構」の窓口へ提出して下さい。
- ※「ナスバネット」もご利用になれます。詳しくは自動車事故対策機構までお問い合わせください。

●ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

- ①ヤマト・スタッフ・サプライ(株)のホームページおよびFAXにて受講の申込を行ってください。FAXにて受診を申し込まれる際はホームページで用紙「運転適性診断申込書」をダウンロードし、必要事項を記入し、FAXにて「ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター」(FAX 06-6613-1810)に受診をお申し込みください。
- ※「運転適性診断申込書」はトラック協会各支部にもあります。

●大阪都島自動車学校

- ①大阪都島自動車学校に電話にて、受診の申込を行ってください。
- ②トラック協会各支部にて「大阪都島自動車学校」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに必要事項を記入してください。)
- ③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を「大阪都島自動車学校」の窓口へ提出して下さい。

●堺自動車教習所

- ①堺自動車教習所に電話にて、受診の申込を行ってください。
- ②トラック協会各支部にて「堺自動車教習所」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに必要事項を記入してください。)
- ③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を「堺自動車教習所」の窓口へ提出して下さい。

●大阪香里自動車教習所

- ①大阪香里自動車教習所のホームページおよびFAXにて受診の申込みを行ってください。FAXにて受診申込みをされる際は、大阪香里自動車教習所へお問い合わせ下さい。

②トラック協会各支部にて「大阪香里自動車教習所」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)

③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を「大阪香里自動車教習所」の窓口へ提出して下さい。

●エムケー物流株式会社

①エムケー物流株式会社のホームページおよび電話、FAXにて受診の申込みを行ってください。FAXにて受診を申し込まれる際はエムケー物流株式会社のホームページで用紙をダウンロードして下さい。

②トラック協会各支部にて「エムケー物流株式会社」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)

③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を「エムケー物流株式会社」の窓口へ提出して下さい。

6. その他

事業所の所在地を考慮し、独立行政法人自動車事故対策機構近隣各府県支所(京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県)での受診についても助成対象といたします。

ただし、「1. 助成対象」に該当するものに限りです。

7. 適性(一般)診断に関する問い合わせ先

○ 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

TEL. (06) 6942-2804

○ ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

TEL. (06) 6613-1800

○ 大阪都島自動車学校

TEL. (06) 6922-1200

○ 堺自動車教習所

TEL. (072) 242-8070

○ 大阪香里自動車教習所

TEL. (072) 831-0668

○ エムケー物流株式会社

TEL. (072) 882-0070

通 報

各 位

大ト協第10号
令和3年4月

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について

(ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、運行管理者・基礎講習につきまして、下記の機関における受講料の一部助成を実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、「運行管理者・一般講習および特別講習」の受講料についての助成はいたしませんので、各社にてご負担いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の従業員に「2. 助成対象機関」において「運行管理者・基礎講習」を受講させた場合に限る。

2. 助成対象機関

- (1) 独立行政法人自動車事故対策機構（滋賀県を除く、近畿各支所）
- (2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
- (3) 大阪香里自動車教習所
- (4) 大阪都島自動車学校
- (5) 梅田運輸倉庫株式会社
- (6) 大阪日野自動車株式会社

3. 助成額

1名あたり 4,450円(受講料の1/2) ※受講料は8,900円です。

4. 申請期間

(1) ●独立行政法人自動車事故対策機構（滋賀県を除く、近畿各支所）

令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）

※書類必着、上記期間に受講し、大阪府トラック協会宛に助成申請したもの。

(2) ●ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

●大阪香里自動車教習所 ●大阪都島自動車学校

●梅田運輸倉庫株式会社 ●大阪日野自動車株式会社

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

※上記期間中に基礎講習を受講したもの。

※予算枠に達した時点で締め切ります。（ホームページでご案内致します。）

5. 申請方法

(1) ●独立行政法人自動車事故対策機構の場合（滋賀県を除く、近畿各支所）

① 「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書（様式1）

※10名以上受講の場合は、様式1-2も使用してください

② 暴力団排除の誓約書（様式2）

※令和3年度中に大ト協が行う他の助成事業に、すでにご提出の場合は不要です。（年度内一度のみ提出）

③ 基礎講習修了書（写） **※手帳の写しは不可。**

④ 領収証（写） **※余白等に受講者名をご記入ください**

・ **受講当日は、1名あたり受講料8,900円が必要となります。**

・ **受講後上記書類を「6.申請先」に郵送、またはご持参にて1名あたり4,450円の助成申請が必要となります。**

(2) ●ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

●大阪香里自動車教習所 ●大阪都島自動車学校

●梅田運輸倉庫株式会社 ●大阪日野自動車株式会社

・ **上記各機関の場合、受講当日は、1名あたり受講料の1/2の金額（4,450円）で受講ができ、受講後の助成申請は不要となります。**

※受講の手続きにつきましては、各機関にお問合せ下さい。

6. 申請先 ※郵送可

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2
一般社団法人 大阪府トラック協会 交通・環境部
TEL : 06-6965-4033

7. 注意事項

ご申請後、申請書控えについてのFAX等やお電話での照会は一切いたしかねます。**ご申請前に必ず各社で申請書類一式のコピーをとり、保管していただきますよう、よろしくお願いいたします。**

8. その他

事業所の所在地を考慮し、独立行政法人自動車事故対策機構近隣各府県支所（京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県）での受講についても助成対象といたします。**ただし、「1. 助成対象」に該当するものに限りです。**

9. 受講に関する問い合わせ先

(1) 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

TEL : (06) 6942-2804

(2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

TEL : (06) 6613-1800

(3) 大阪香里自動車教習所 TEL : (072) 831-0668

(4) 大阪都島自動車学校 TEL : (06) 6922-1200

(5) 梅田運輸倉庫株式会社 TEL : (06) 6458-3012

(6) 大阪日野自動車株式会社 TEL : (06) 6474-1856

(様式 1)



所属支部 _____ 支部
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所 _____
事業者名 _____
代表者名 _____ (印)
電話番号 _____
担当者名 _____

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書

当社従業員が標記、「運行管理者・基礎講習」を受講し修了いたしましたので、
下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (@ 4,450円 × _____ 名分)

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別 (当座 ・ 普通) _____ 口座番号 _____

フリガナ _____
口座名義 _____

3. 受講者一覧 (11名以上受講の場合は様式1-2も使用してください。)

No.	受講者名	所属営業所名・所在地 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
記入例	〇〇 ××	本社営業所 (所在地 大阪 市)	令和 3年 4月 1日～ 4月 3日
1		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
2		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
3		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
4		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
5		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
6		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
7		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
8		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
9		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
10		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

必要書類 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

① 暴力団排除の誓約書 (様式2)

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

② 基礎講習修了書 (写) ③ 領収証 (写) ※余白等に受講者名を記入ください。

※ただし、ドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●



(様式 1 - 2)

受講者一覧 (様式1の続き)

※1 1名以上受講の場合は、こちらに記載してください

No.	受講者名	所属営業所名 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
11		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
12		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
13		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
14		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
15		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
16		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
17		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
18		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
19		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
20		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
21		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
22		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
23		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
24		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
25		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
26		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
27		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
28		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
29		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
30		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

(様式 2)

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

通 報

大ト協第17号
令和3年4月

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

準中型免許取得助成制度について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、高等学校新卒者をはじめとする若年労働者の確保に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では新たに採用した若年ドライバー（概ね32歳まで）に準中型免許を取得させた際に公安委員会指定教習所等での費用を助成する制度を実施いたします。

つきましては、同制度をご利用希望の事業者のみなさまは、下記要領によりお手続きくださいますよう、ご案内申し上げます。

なお、予算枠に限りがございますので、助成限度枠に達した時点でお申し込みを締め切らせていただきます。予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 募集期間 **令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月)**
※ただし、お申し込みが助成限度枠に達した時点で締め切らせていただきます。
(終了の際は**大ト協ホームページTOPICS**欄にてご案内)
2. 助成額 準中型免許の新規取得（普通免許取得後の取得を含む）
：40,000円を上限
5トン限定準中型免許の限定解除：25,000円を上限
なお、多くの方に広く制度を利用していただくために、1事業者につき上限額は200,000円とします。
ただし、ドライバーが個人で準中型免許取得費用を支払った場合は助成金を交付しません。

3. 交付対象 全ト協の交付用件として下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象といたします。

- ①当該**会員**事業者が、令和2年(2020年)4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ②当該運転者は、平成元年(1989年)6月2日以降生まれであること。
- ③当該運転者が、令和2年(2020年)4月1日以降に公安委員指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得し、その**費用の全額を当該事業者が負担していること**。
- ④当該運転者が、助成金申請時に大阪府下当該事業者に在籍し、運転者として従事していること。
- ⑤当該運転者が、社会保険および雇用保険に加入していること。
- ⑥当該運転者が、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等により、準中型免許取得に係る助成金を交付されていないこと。

※高等学校新卒者等で、当該会員事業者入社前の在学中(令和2年度中)に、上記準中型免許を取得した場合も対象とします。

4. 申込方法 (郵送可) 希望者(事業者)は準中型免許取得、限定解除後に、「準中型免許取得助成申請書」とともに、下記の①～④の添付書類を添えて申請を行ってください。

- ①公安委員会指定自動車教習所等に、支払った費用の領収証の写し
- ②従業員として雇用していることを確認するもの
(健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し等、公の書類)
- ③運転免許証の写し (**限定解除は両面**をお願いします)
- ④在籍していることを確認するもの (いずれかで可)
(運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し)

5. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部 宛
お問い合わせ電話番号(06)6965-4033

準中型免許取得助成申請書

一般社団法人大阪府トラック協会会長 殿		申請年月日 令和 年 月 日	
事業者名	⑩	法人番号	
支店名・営業所名			
会社所在地	〒 ー		
電話・FAX番号	電話 ()	FAX ()	
申請責任者	役職	氏名	
準中型免許取得者	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日生	年齢 歳 (※平成元年(1989年)6月2日以降の生まれ)
	採用年月日	年 月 日	(※令和2年(2020年)4月1日以降に当該運転者を採用)
	取得内容 (いずれかに○)	準中型新規取得 ・ 5トン限定解除	
準中型免許取得年月日(限定解除の場合は解除した日)	年 月 日	(※令和2年(2020年)4月1日以降に準中型免許を取得または限定解除)	
指定教習所等名称			
取得費用	円		
助成金申請額	円		
振込先 金融機関	金融機関名	銀行	支店
	ふりがな 口座名義		
	口座番号	普通・当座	
添付書類	1. 公安委員会指定自動車教習所等に支払った費用の領収証の写し 2. 従業員として雇用していることを確認するもの (健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し等、公の書類) 3. 運転免許証の写し(限定解除は両面お願いします) 4. 在籍していることを確認するもの(いずれかで可) (運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し)		

※ 下記の同意内容を確認の上、口欄にチェック(☑)をご記入ください。

- 上記免許取得者の本助成事業の申請にあたり、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等の申請・受領はしていません。

通 報

各 位

大ト協第343号
令和3年3月一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史令和3年度「ラスト・ワンマイル輸送対策にかかる講習会」の開催について
(ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご高配を賜わり誠にありがとうございます。

さて、将来想定される南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が発生すると、道路インフラが寸断され、国民生活に甚大な影響が生じるといわれております。被災者の生活維持のため支援物資を迅速・確実に届けることが重要である中、過去の災害においても混乱が生じ、支援物資が届かない等の課題が山積している状況にあります。

国土交通省が令和2年7月6日に「運輸防災マネジメント指針」を策定・発表したことから、指針を踏まえた取組を推進し、災害に立ち向かう防災体制を整えることにより、早期復旧を可能とし、安全の確保と事業の維持を実現することができ、また、そうした企業防災の取組が被災した地域の早期復旧・再開にも繋がります。

このため、運輸防災マネジメント指針の説明・解説と、過去の自然災害での被害状況・復旧状況等の実例と、今後あるべき具体的な対策等を講演していただき、自らの被害軽減と事業の早期復旧、円滑なラスト・ワンマイル輸送を実現することを目的にみだしの講習会を開催することとなりました。

つきましては業務多忙の折とは存じますが、お繰り合わせのうえ是非ともご参加賜わりますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 **令和3年5月18日(火) 午後1時30分**～午後4時(予定)
2. 場 所 **アートホテル大阪ベイタワー 3階 301号室**
大阪市港区弁天1-2-1 TEL.(06)6573-3131
3. 講演テーマ ①運輸防災マネジメント指針について
②近年の自然災害の傾向と企業防衛策
③運輸事業者の自然災害BCP策定のポイント
4. 申込方法 令和3年5月7日(金)までに別紙申込書によりFAXでお申し込みください。(FAX 06)6965-4029)

※ 公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

一般社団法人大阪府トラック協会 交通・環境部行

令和3年度「ラスト・ワンマイル輸送対策にかかる講習会」

申込書 (5/18)

事業者名 _____ 支部名 _____

参加者氏名 _____

FAX. (06) 6965-4029

アートホテル大阪ベイタワー



交通のご案内

JR大阪環状線・大阪メトロ中央線弁天町駅すぐ

※当日は、駐車場に限りがございますので公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 原 毅

「熱中症予防対策セミナー」開催のご案内 ～ 衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会 ～

職場における熱中症予防対策については、暑くなる前からの対策が重要です。

厚生労働省の統計では、令和2年（2020年）の職場における熱中症による死傷者数（令和3年1月15日速報値）は919人、死亡者数は19人であり、運送業においても135名の死傷者が発生しております。

例年、熱中症の発症は5月から始まっており、早期の対策が重要であることから6月初旬に開催することといたしました。

衛生管理者、安全衛生推進者及び労務管理担当者のご参加をお待ちしております。

記

1. 日 時 令和3年6月3日（木） 14:00～16:00（13:00より受付）

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
電話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用のうえ、お越しく下さい。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会
独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

4. テーマ 「熱中症予防対策について」

講師 山田 誠二 先生（大阪産業保健総合支援センター相談員）

山田誠二 産業保健センター所長

医学博士、労働衛生コンサルタント

「陸運業における熱中症予防対策について」

講師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全・衛生管理士 島田 弘和

5. 受講料 無 料

6. 申し込み要領

- 定員 50 名（定員に達し次第、締切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入していただき、5月20日（木）までに当支部あてFAX（06-6965-1903）でお申し込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越し下さい。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

「熱中症予防対策セミナー」受講申込書（6/3 開催）

事業者名 _____

電話番号 _____

担当者 _____

氏 名	役 職 名	分会名 (トラック協会支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※ 尚、今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期・中止を余儀なくされる場合においては、随時ご連絡申し上げます

※ 講習会当日は、マスク着用でお願い致します。また、受付時に消毒・検温を行いますので、ご了承頂きます様、宜しくお願ひ致します。

各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中原 毅

交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当支部の運営に格別のご理解とご協力を賜わり、誠に有難うございます。

さて、事業者は、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止措置を適切に実施するため、交通労働災害防止を担当する管理者を選任する必要があります。

事業者は、選任した管理者に対して、交通労働災害防止に関する役割、責任及び権限を定め、職務を遂行するために必要な教育を行うこととしています。

本講習は、運行管理者の能力向上を図るため、ガイドラインの教育カリキュラムに基づき実施する講習会です。

日常業務何かとご多用中のところ誠に恐縮ですが、関係者の受講方につき特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和3年6月11日(金) 13:30～17:00 (13:00より受付)
2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
電 話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用のうえ、お越しく下さい。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会
4. 受講対象者 交通労働災害防止担当管理者及びその補助者等
(運行管理者資格者若しくは運行管理者基礎講習を受講された方)
5. カリキュラム
 - (1) 事業者の責任と交通労働災害防止管理体制等
 - (2) 交通労働災害防止のための管理の進め方
 - (3) 教育及び運転者認定制度
 - (4) 健康管理
 - (5) 交通労働災害防止に対する意識の高揚

6. 受講料 ・陸災防会員 無 料
 ・非 会 員 13,000 円(税込)

7. 修了証

この講習を受講された方には、「修了証」を交付いたします。

※但し、補助者の方で運行管理者基礎講習未受講の方は交付できません。

8. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

講習等は、各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた講習時間を満たさなければ、講習等を修了したとは認められず、修了証をお渡しすることはできません。

従って、改めて申込みをし、非会員は受講料を全額負担の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

9. 申し込み方法

- 定員 50 名（定員に達し次第、締め切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入のうえ、5月28日(金)までに当支部あてに FAX (06-6965-1903) でお申込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越し下さい。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

 交通労働災害防止担当管理者教育講習会（6/11 開催）
 受 講 申 込 書

事業者名 _____ 電話番号 _____

担当者名 _____

下記のとおり受講申込みをいたします。

氏 名	※運行管理者資格者証番号若しくは 基礎講習修了証明番号	分会名 (トラック協会支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※は必ず記入してください。

番号は独立行政法人自動車事故対策機構(旧：自動車事故対策センター)発行の運行管理者等指導講習手帳でご確認ください。(尚、手帳番号ではなく、証明番号をご記入ください)

※ 尚、今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期・中止を余儀なくされる場合においては、随時ご連絡差しあげます。

※ 講習会当日は、マスク着用をお願い致します。

また、状況においては、受付時に検温等を行うことがございますので、ご了承頂きますよう、宜しくお願い致します。

陸 災 防 通 報

陸 災 防 大 第 55 号
令 和 3 年 3 月

各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 原 毅「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」
安全教育講習会の開催について（ご案内）

大阪労働局を中心に各災防団体等が協力して、**ゼロ災・大阪「リスク“ゼロ”大阪推進運動**」を展開するなど、懸命の取り組みをおこなったにもかかわらず、依然として**「墜落・転落」「転倒」「動作の反動・無理な動作」「はさまれ巻き込まれ**」など在来型の労働災害が後を絶たない状況にあります。

陸上貨物運送事業では、働く人1,000人当たりの災害発生率（千人率）が、他の主要な産業と比べてかなり高い水準になっています（陸運業災害発生率8.55、全産業平均2.22）。

当支部では、**労働災害を未然に防止するため車両系荷役運搬機械等の作業指揮者ならびに積卸し作業指揮者に対して、労働安全衛生規則第151条の4（作業指揮者）及び第151条の70（積卸し）の規定に基づく講習会**を下記により開催いたします。

つきましては、みなさまにおかれましては、日常業務何かとご多用中のところ誠に恐縮ですが、関係者の受講につきまして特段のご配意を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 ~~Aコース~~ 1日目：令和3年5月19日（水） 9:00～17:30
2日目：令和3年5月20日（木） 9:00～12:20

Bコース 1日目：令和3年5月20日（木） 14:00～17:20
2日目：令和3年5月21日（金） 9:00～17:30

~~※ AコースとBコースの2回開催します。~~

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
電 話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小です、乗用車以外の公共交通機関等をご利用ください。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会

4. 講習内容 (1) 「荷役運搬作業と作業指揮者の職務等」
(2) 「荷役運搬機械等による作業」 (3) 「人力による積卸し作業」
(4) 「災害事例等」 (5) 「関係法令」
講 師…安全安心株式会社 代表取締役社長 中川 潔 氏

5. 受講料 ・陸災防会員 無 料
・非 会 員 15,000円（税込）

6. 修了証 この講習を受講された方には、「修了証」を交付いたします。

7. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

講習等は各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた講習時間を満たさなければ、講習等を修了したとは認められず、修了証の交付はできません。

なお、再受講される場合は、改めて申込みをし、非会員は受講料を全額負担の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

8. 定員および申し込み方法

- (1) 定員：Aコース＝50名・Bコース＝50名(定員に達し次第、締切りとします)
- (2) 連続した日程で開催しますが、Aコースの一部とBコースの一部等の、合算による受講はできません。
- (3) 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入の上、5月7日(金)までに当支部あてにFAX(06-6965-1903)でお申込みください。
- (4) 受講票は発行いたしません。直接会場へお越しください。

「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」
安全教育講習会 受講申込書 (5/19-20、5/20-21 開催)

希望コースの にチェックをお願いします

~~Aコース (5/19-20)~~

Bコース (5/20-21)

事業者名 _____ Tel _____ Fax _____

下記のとおり受講申し込みを致します 担当者名 _____

※ 尚、3名以上あるいは両コースを受講される場合には、この用紙をコピーしてお申込みください。

氏名	役職名	分会(支部)名
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※ 今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期・中止を余儀なくされる場合においては、随時ご連絡差し上げます。

※ 講習会当日は、マスク着用でお願い致します。また、状況においては、受付時に検温等を行うことがございますので、ご了承頂きます様、宜しくお願い致します。